

みんなが担い手
共に生き、共に支えあう 安心のまち 阿蘇

阿蘇市 地域福祉計画



令和7年度～令和12年度
(2025年度～2030年度)

令和7年3月
阿蘇市

ごあいさつ

阿蘇市では、社会福祉法に基づき、平成 31 年 3 月、第 3 次阿蘇市地域福祉計画を策定し、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、地域全体で取組を推進してまいりました。

一方で、地域社会を取り巻く環境は、本格的な少子高齢化や人口減少、世帯規模の縮小などの家族形態の変化に加え、コロナ禍による影響もあり、人と人のつながりが、ますます希薄化する中、地域社会からの孤立や生活困窮、8050 問題など、様々な課題が絡み合い、より複雑化・複合化しています。

このような状況を踏まえ、今後の課題や取り組むべき役割を明確にした上で、新たな地域福祉の指針として、令和 7 年度から令和 12 年度までを計画期間とする「第 4 次阿蘇市地域福祉計画」を策定いたしました。本計画では、第 3 次計画の基本理念を継承しながら、「みんなが担い手 共に生き、共に支え合う 安心のまち 阿蘇」を基本理念に掲げ、誰もが地域の一員として、つながり、支え合う地域福祉の向上を目指してまいりますので、市民の皆様には、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました計画策定委員の皆様方や関係団体の皆様方、また、アンケート調査にご協力いただきました多くの市民の皆様方に心から感謝申し上げます、計画策定にあたってのあいさつといたします。

令和 7 年 3 月

阿蘇市長 松 嶋 和 子



目 次

第1章 地域福祉計画策定の趣旨	1
1 地域福祉とは	1
2 地域福祉計画とは	1
3 計画策定の背景	2
4 計画の位置づけ	2
5 計画の期間	3
6 計画策定体制と住民参画	4
第2章 阿蘇市の状況	5
1 人口及び世帯数の推移	5
2 要介護認定者の推移	7
3 障がい者の推移	8
4 こどもに関する状況	12
5 生活保護受給世帯の推移	14
第3章 各種調査からみた阿蘇市の課題	15
1 市民意識調査	15
2 事業所・関係団体ヒアリング調査	29
3 阿蘇市やまびこネットワーク活動での主な課題	31
第4章 第3次計画の実施状況及び課題	34
第5章 計画の基本的な考え方	40
1 阿蘇市の地域福祉の課題	40
2 基本理念	42
3 基本目標	43
4 計画の体系	44
第6章 施策の展開	46
基本目標1 つながり支え合う、担い手づくり	46
基本目標2 困りごとを共有し、解決できるまちづくり	56
基本目標3 健康で生きがいの持てるまちづくり	63
基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり	68
基本目標5 計画実現のための包括的な支援体制づくり	75
第7章 計画推進のために	79
1 計画実現のための役割と取組	79
資料編	81
1 阿蘇市地域福祉計画等策定委員会名簿	81
2 地域福祉計画等策定委員会経過	82

第1章 地域福祉計画策定の趣旨

1 地域福祉とは

少子・高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、個人や世帯の抱える課題は、様々な分野の課題が絡み合って複合化・複雑化しています。本市においてもその状況は顕著にみられ、福祉の担い手の減少により、地域の活力や持続可能性を脅かす課題となっています。さらに、これらの社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・学校・職場といった様々な生活の場において、支え合いの基盤や人と人とのつながりが弱まりつつあります。

地域福祉とは、すべての住民が互いに人権を尊重し、地域において支え合い、助け合って誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会を住民全体で築いていく取組のことです。その実現のためには、地域住民や地域活動を行う人たち、福祉サービス事業者等が、行政や市社会福祉協議会と協働し、それぞれの役割や特性を活かしつつ、地域社会でともに暮らす人々が互いに支え合い、助け合いながら、よりよい方策を見出していくことが、地域福祉の基本的な考え方です。

2 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、困った時に助け合う「顔の見える関係づくり」、お互いを認め合い支え合う「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

個人や家族、隣近所、行政区、福祉団体、福祉施設関係者、行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、お互いの連携の下で、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。

3 計画策定の背景

我が国は、これまで、多様な生活課題に対しては、家族や地域共同体による助け合いによって対処してきました。しかし、近年、社会経済情勢の変化やライフスタイルの多様化、人口減少や少子高齢化、核家族化などの家族形態の変化によって、家族での支え合いや、地域で助け合う力が弱まりつつあります。加えて、高齢者の孤独死、自殺、ひきこもり、虐待、ドメスティックバイオレンス、生活困窮など、地域住民の抱える課題が複合化・複雑化してきており、このような社会問題や生活課題に対しては、公的な福祉サービスの充実だけでは対応が難しくなっています。

そこで、地域における多様な生活課題への的確な対応を図るため、公的な福祉サービスの充実とともに、住民が主体となって助け合い、支え合いの領域を拡大し、強化することが求められています。

本市では、「第3次阿蘇市地域福祉計画」（以下、「第3次計画」という。）を平成31年3月に策定しています。第3次計画策定以降の本市の取組の実施状況を踏まえ、社会福祉法の改正や、国・県の新たな指針を踏まえ、第3次計画を見直し、住民と行政の協働のもとで、お互いに支え合う仕組みを構築し、その指針として「第4次阿蘇市地域福祉計画」（以下、「第4次計画」という。）を策定します。

4 計画の位置づけ

（1）法的根拠

阿蘇市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、阿蘇市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

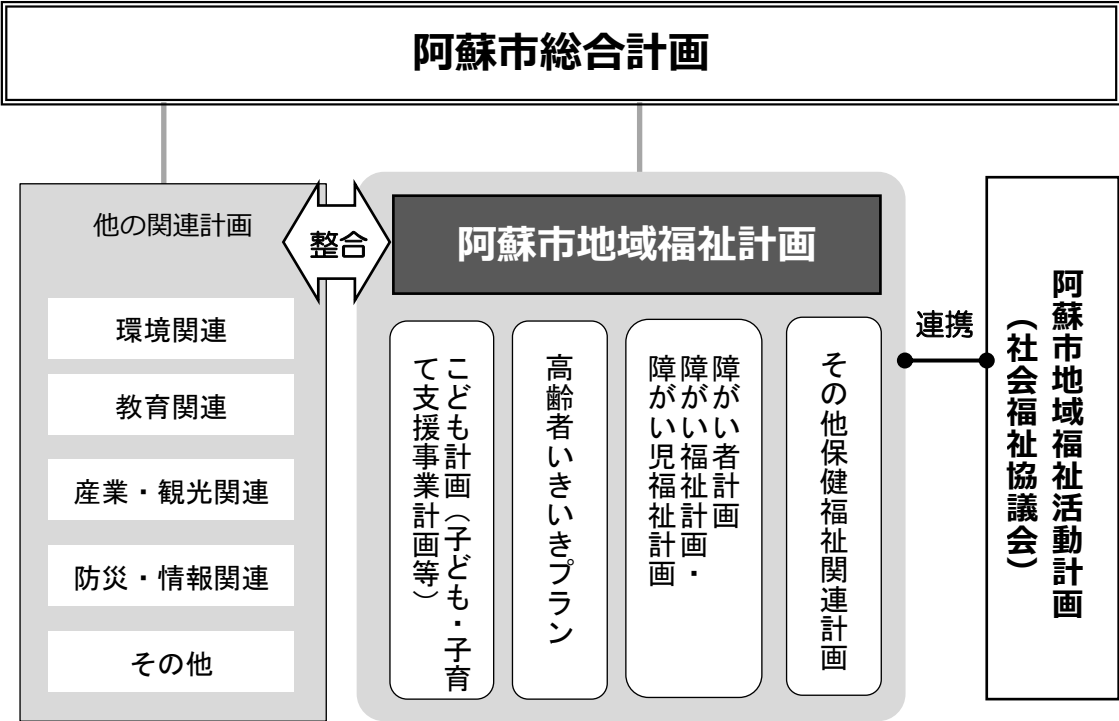
平成29年6月に社会福祉法の改正により、社会福祉法第107条では、市町村地域福祉計画に、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項や包括的な支援体制の整備に掲げる事項について、具体的な内容を示し、盛り込むことが求められていることから、本計画に各福祉分野に共通する理念や新たな福祉ビジョンを定めるとともに、「自助・互助・共助・公助」の観点から取組の方向を定めるものとします。

(2) 上位計画・関連計画との整合

「第4次阿蘇市地域福祉計画」は、「阿蘇市総合計画」を上位計画とし、これに即するとともに、「阿蘇市地域福祉活動計画」と連携を図ります。

また、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい者福祉、健康づくり等、各分野の福祉計画の上位計画として、各分野が共通して取り組むべき事項を盛り込むとともに、他分野の関連計画（環境、教育、産業・観光、防災・情報等）についても整合性・連携を図り、住民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることとします。

【地域福祉計画の位置づけ】



5 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和12年度までの6年間とします。ただし、地域の状況や社会情勢の変化に応じて、必要な修正や見直しを行います。

6 計画策定体制と住民参画

(1) 阿蘇市地域福祉計画等策定委員会の設置

本計画を策定するにあたり、住民関係団体や福祉関係団体等、幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉推進に係る検討を行うために、「阿蘇市地域福祉計画等策定委員会」を設置し、計画の審議を行いました。

(2) 計画改定に係る市民意識調査の実施

市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「阿蘇市地域福祉改定に係る市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）を実施しました。

また、市内で福祉活動を実践している事業所を対象としたヒアリング調査を実施し、現状と課題を整理しました。

1) 市民意識調査の実施概要

調査対象	市内に在住の18歳以上の市民、1,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収、または、WEB回答フォーム
調査期間	令和6年9月11日～令和6年9月30日
回収結果	有効回収数：414人（有効回収率：41.4%、内WEB：58人、5.8%）

2) 福祉関係団体・事業所アンケート調査の実施概要

① アンケート調査

調査対象	市内の障がい福祉、高齢福祉、児童福祉関係の団体及び事業所
調査方法	郵送による配布・回収、または、WEB回答フォーム
調査期間	令和6年9月～10月
回収結果	有効回収数：17事業所

② ヒアリング調査

調査の対象	市内の障がい福祉、高齢福祉、児童福祉関係の団体及び事業所		
実施方法	対面式、分野別のヒアリング		
調査期間	令和6年10月		
回答数	障がい福祉事業者：5名 児童福祉事業者：5名	高齢福祉事業者：10名 阿蘇市社会福祉協議会：3名	

(3) パブリック・コメントの実施

令和7年1月24日から2月12日まで計画素案を市のホームページ、市役所の窓口などで公表し、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。

第2章 阿蘇市の状況

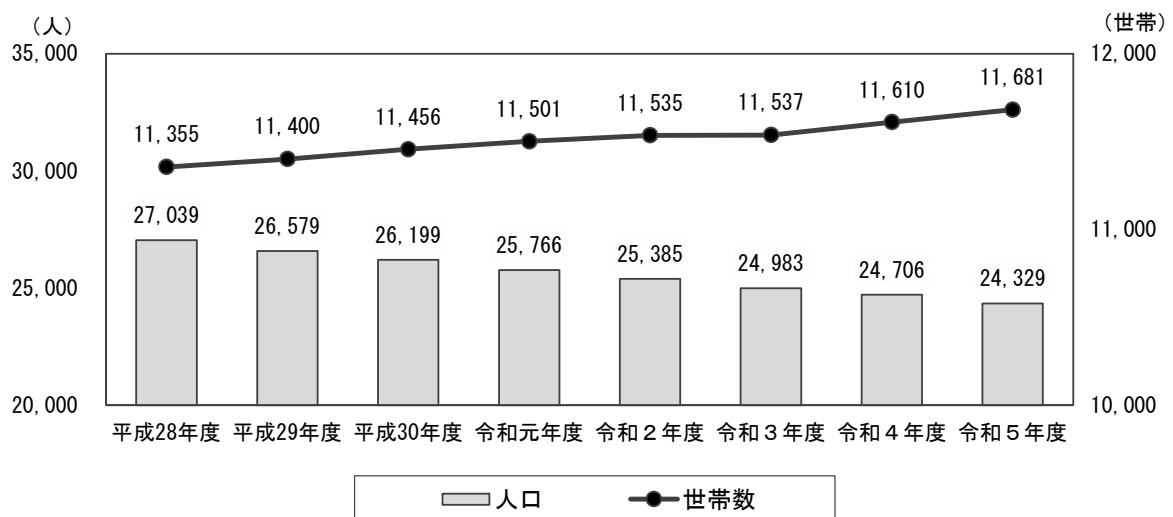
1 人口及び世帯数の推移

(1) 人口の推移

近年の人口の推移は、住民基本台帳によると減少しており、令和5年度で24,329人と平成28年度から2,710人の減少がみられます。

世帯数は、平成28年度の11,355世帯から増加傾向にあり、令和5年度では11,681世帯と8年間で326世帯増加しています。また、1世帯当たりの人員（各年人口／各年世帯数）は、平成28年度の2.38人から令和5年度では2.08人に減少しており、家族形態の縮小化が進んでいることがうかがえます。

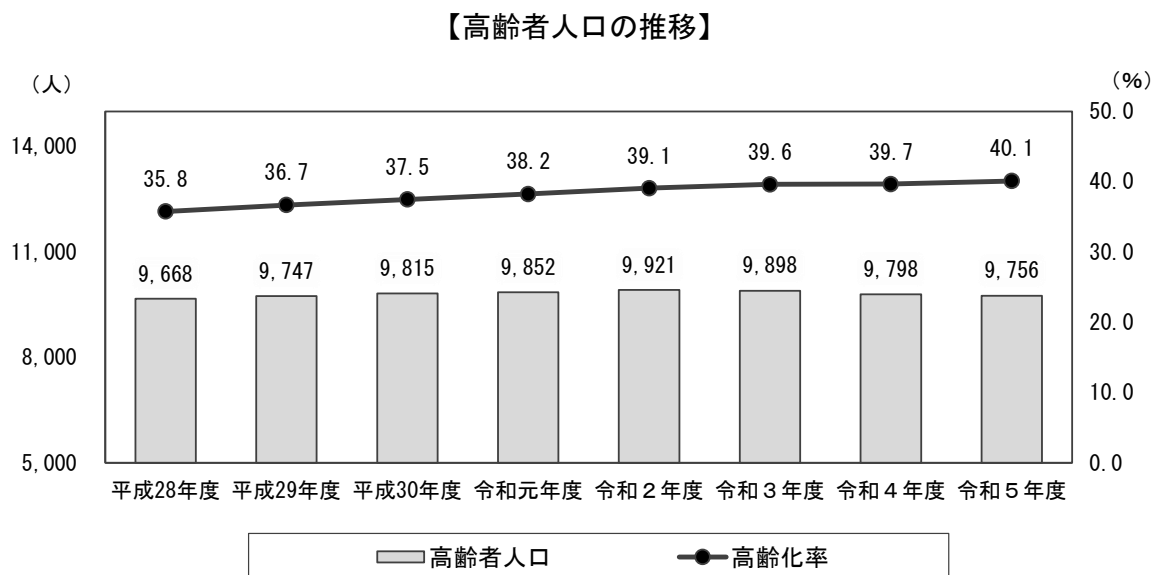
【近年の人口・世帯数の推移】



資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

(2) 高齢者人口の推移

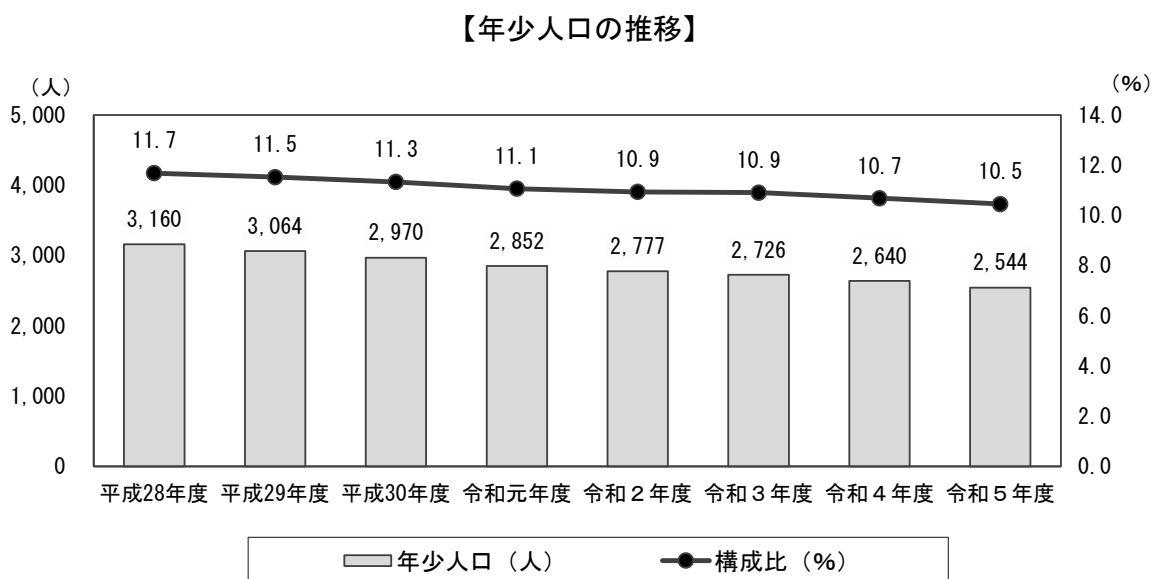
65 歳以上の高齢者人口は増加傾向でしたが、令和3年度に減少に転じています。また、高齢化率は平成28年度の35.8%から上昇しており、令和5年度は40.1%となっています。



資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

(3) 年少人口の推移

15 歳未満の年少人口は減少しており、令和5年度で2,544人と平成28年度から616人の減少がみられます。また、年少人口の割合は減少傾向となっており、令和2年度以降10%台で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

2 要介護認定者の推移

本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和5年度の認定者数は2,156人となっています。平成28年度と比較すると、要支援認定者は減少傾向、要介護認定者は増加傾向となっており、特に要介護2、要介護3の増加がみられます。

サービス別にみた受給率は、いずれのサービスも横ばいで推移しています。

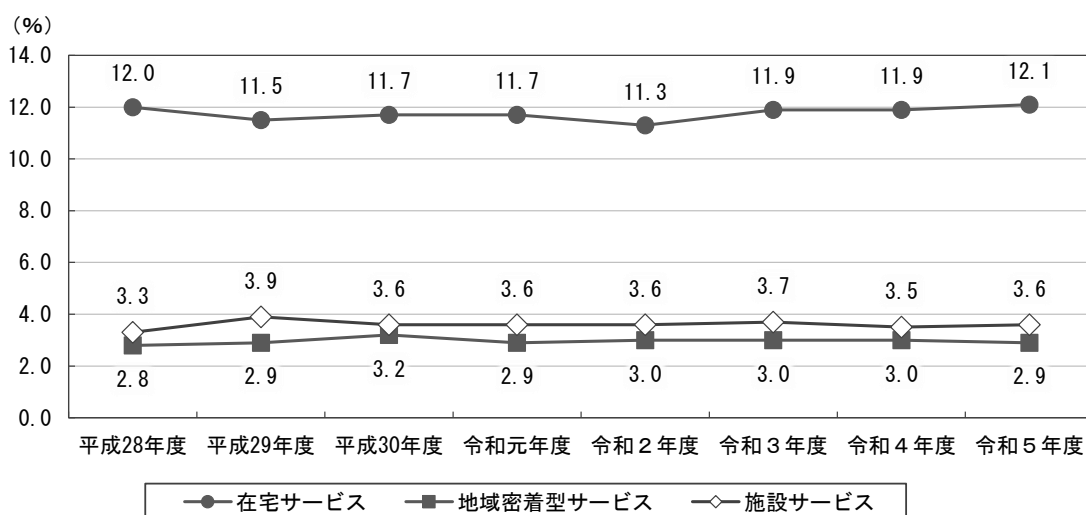
【要支援・要介護認定者数の推移】

(単位:人、%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者数	9,668	9,747	9,815	9,852	9,921	9,898	9,798	9,756
要介護認定率	21.6	21.8	22.0	21.2	21.5	21.7	21.8	22.2
合 計	2,085	2,122	2,156	2,086	2,129	2,137	2,133	2,156
要 支 援	497	477	464	441	442	447	442	447
要支援1	174	185	195	185	189	184	174	172
要支援2	323	292	269	256	253	263	268	275
要 介 護	1,588	1,645	1,692	1,645	1,687	1,690	1,691	1,709
要介護1	492	538	508	523	497	499	520	483
要介護2	441	482	532	522	531	511	535	530
要介護3	312	322	321	301	332	361	347	377
要介護4	224	206	219	204	235	234	197	216
要介護5	119	97	112	95	92	85	92	103

資料：見える化システム（各年度3月31日現在）

【サービス別にみた受給率の推移】



資料：見える化システム、事業状況報告月報データ、第1号被保険者数（各年度3月31日現在）

※受給率＝利用者数／1号被保険者数

3 障がい者の推移

(1) 障害者手帳所持者数の推移

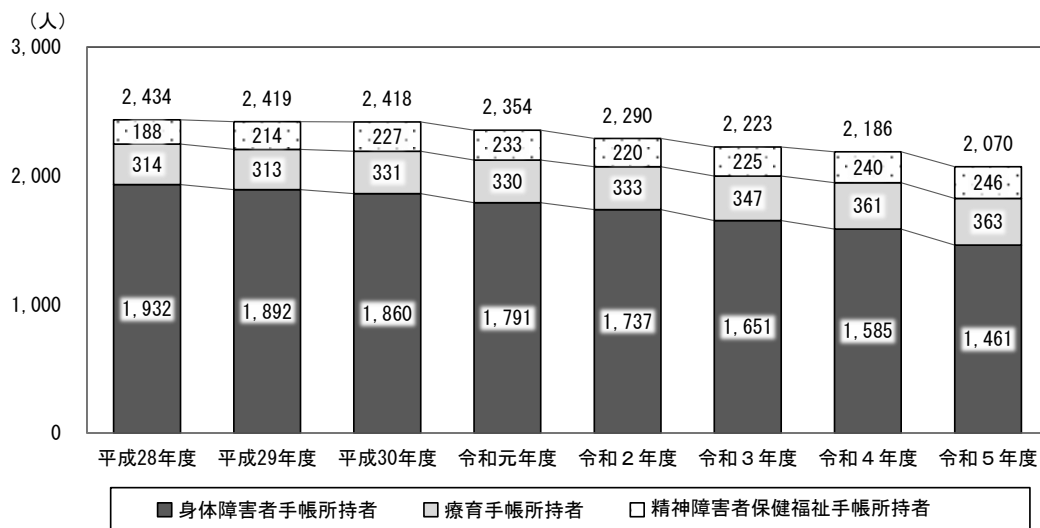
本市の障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和5年度では2,070人となっています。

身体障害者手帳所持者数は、平成28年度以降、減少傾向にあり、令和5年度では1,461人となっています。

療育手帳所持者数は、令和2年度以降、増加傾向にあり、令和5年度で363人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度まで増加傾向でしたが、令和2年度に減少に転じ、その後は再び増加しています。

【障害者手帳所持者数の推移】



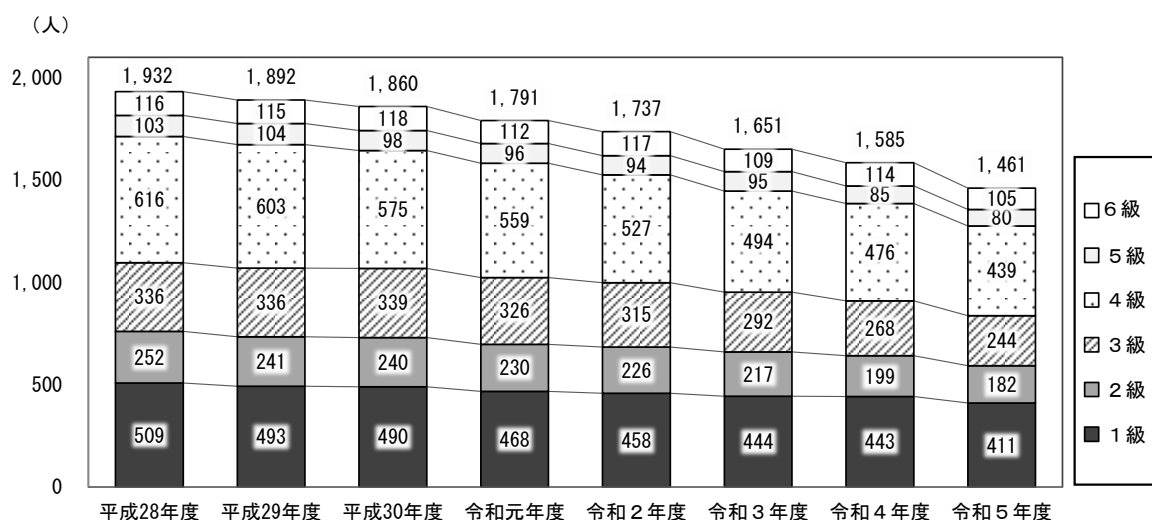
資料：庁内資料（各年度3月31日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和5年度で1,461人となっており、等級別にみると、「4級」が439人と最も多く、次いで「1級」（411人）、「3級」（244人）となっています。

障害福祉サービスの利用率は、横ばいで推移していましたが、令和3年度以降は増加傾向で、令和5年度は6.0%となっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



【障害福祉サービスの利用率の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用率(%)	4.3	4.2	4.3	4.3	4.4	4.8	5.7	6.0

資料：庁内資料（各年度3月31日現在）

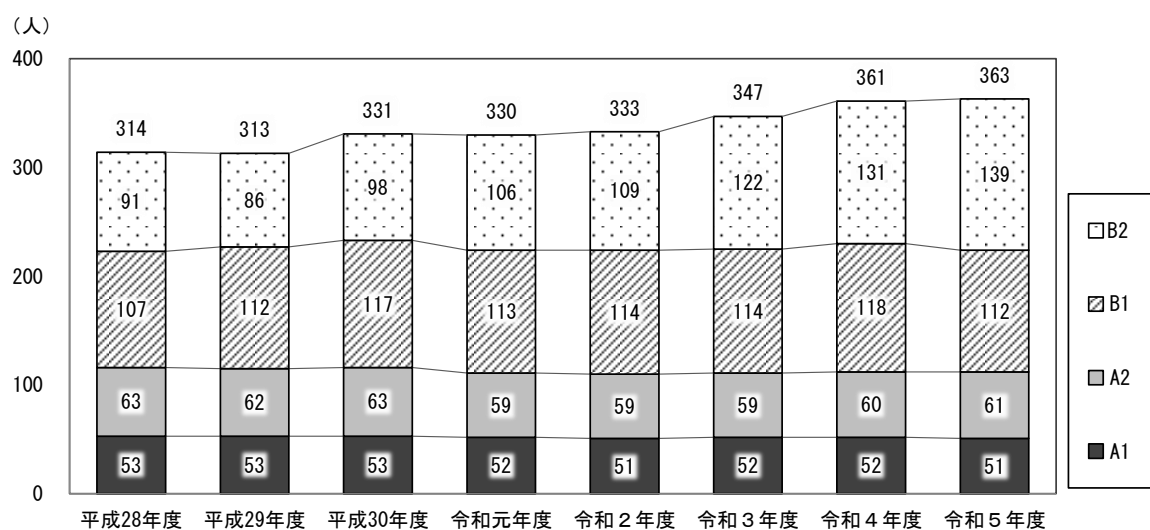
※利用率＝身体障害者手帳所持者で障害福祉サービスを利用している人数
／身体障害者手帳所持者

(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、「B2」が平成30年度以降、増加傾向となっており、令和5年度では139人となっています。また、令和5年度の療育手帳所持者数を等級別にみると、「B2」が139人と最も多く、次いで「B1」(112人)、「A2」(61人)となっています。

障害福祉サービスの利用率は、40%台で推移しており、障害者手帳所持者のなかで利用率が最も高くなっています。

【等級別療育手帳所持者数の推移】



【障害福祉サービスの利用率の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用率(%)	49.0	49.8	45.3	48.2	47.7	44.4	46.5	47.9

資料：庁内資料(各年度3月31日現在)

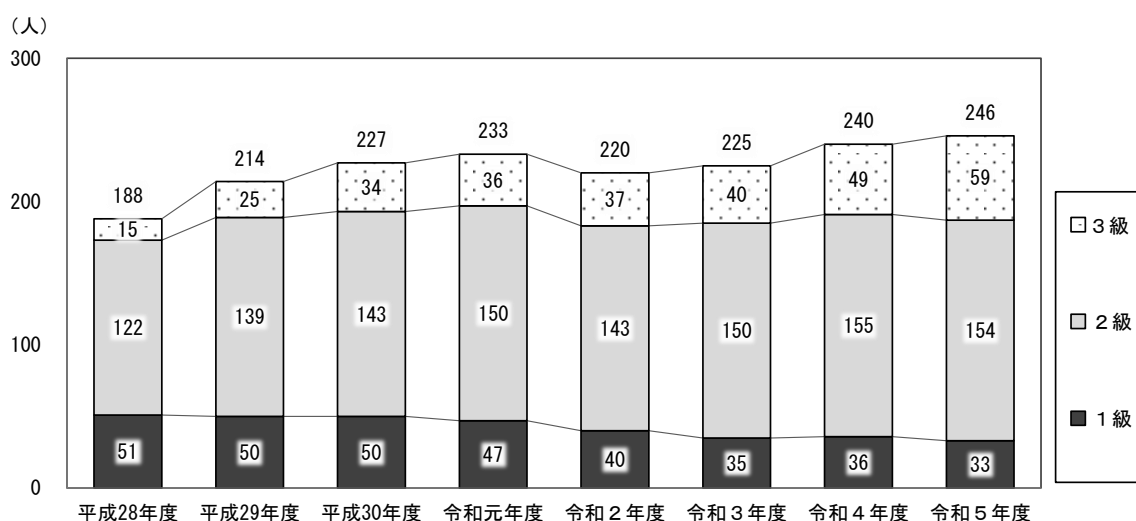
※利用率＝療育手帳所持者で障害福祉サービスを利用している人数
／療育手帳所持者

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年度で246人となっており、等級別にみると、「2級」が154人と最も多く、次いで「3級」(59人)、「1級」(33人)となっています。

障害福祉サービスの利用率は、平成30年度まで減少し、令和元年度に増加しましたが、再び減少し、令和5年度は20.3%と平成28年度以降で最も低くなっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



【障害福祉サービスの利用率の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用率(%)	24.0	23.3	21.6	24.0	22.7	21.3	20.8	20.3

資料：庁内資料（各年3月31日現在）

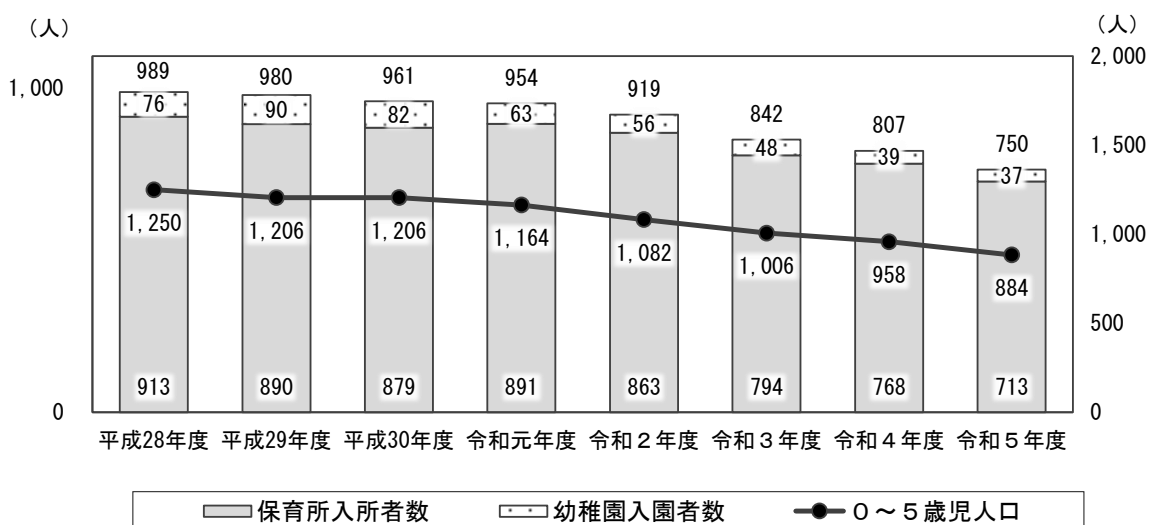
※利用率＝精神障害者保健福祉手帳所持者で障害福祉サービスを利用している人数
／精神障害者保健福祉手帳所持者

4 こどもに関する状況

(1) 保育所等利用者の推移

0～5歳児人口の減少に伴い、保育所及び幼稚園の入所者数は減少しています。しかし、0～5歳児人口に占める保育所の入所者数の割合は80.7%となっており、平成28年度の73.0%から7.7ポイント増加しています。令和元年度からの保育料の無償化が影響していると考えられますが、家族形態や保護者の就労状況の変化により、保育所の利用ニーズが高まっていることがうかがえます

【保育所等入所者数の推移】



資料：庁内資料

保育所入所者数は各年度4月1日現在（認定こども園2・3号含む）

幼稚園入園者数は各年度5月1日現在（認定こども園1号を計上）

0～5歳児人口は各年度3月31日現在

【保育サービスの推移】

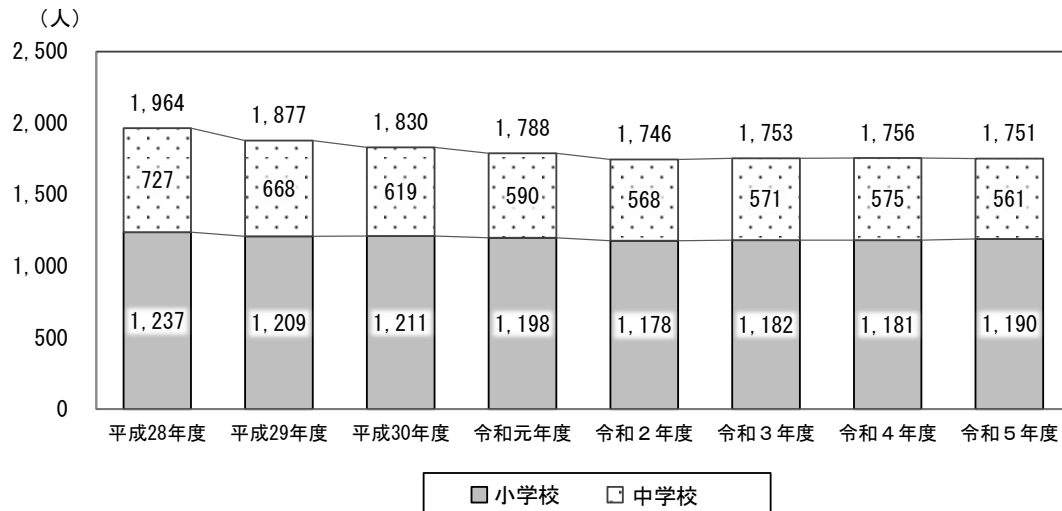
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園の預かり保育	0	0	4	4	4	4	4	4
認定こども園	3	4	4	4	4	4	4	4
小規模な保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭的保育(保育ママ)	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
自治体の認証・認定保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の認可外の保育施設	4	4	4	4	4	4	4	3
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター	1	1	1	1	1	1	1	1

資料：庁内資料

(2) 小中学校児童の推移

小中学校の児童・生徒数は、減少が続いており、令和5年度で1,751人と平成28年度から213人減少しています。特に、中学校の生徒数は、令和5年度は561人と、平成28年度から166人減少しています。

【小中学校の児童・生徒数の推移】



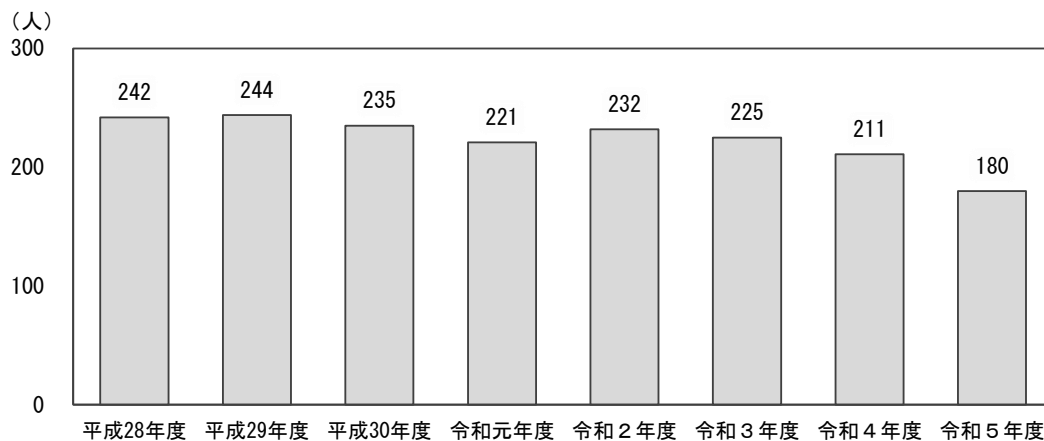
資料：庁内資料（各年度5月1日現在）

(3) 児童扶養手当受給者の推移

児童扶養手当は、ひとり親家庭や父母がいらないために代わりに児童を養育する場合、家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

児童扶養手当受給者数は、平成29年度の244人をピークに減少傾向となっており、令和5年度は180人となっています。

【児童扶養手当受給者数の推移】



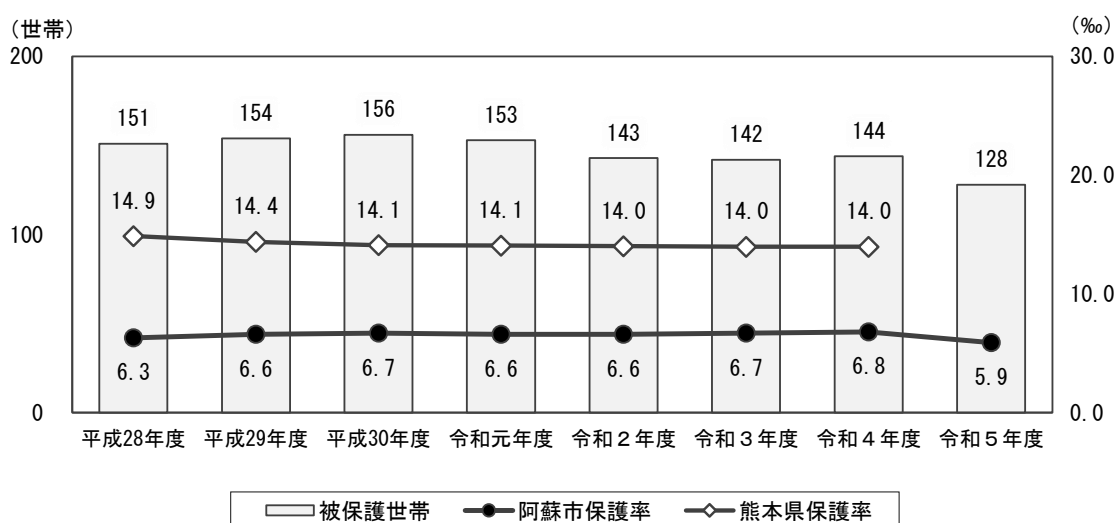
資料：庁内資料（各年度3月31日現在）

5 生活保護受給世帯の推移

本市生活保護世帯数は平成30年度の156世帯をピークに減少し、令和4年度に再び増加しましたが、令和5年度では128世帯と減少しています。

本市の生活保護率（人口1,000人あたりの割合）は、6‰台で推移していましたが、令和5年度は5.9‰に減少しています。また、令和4年度までは熊本県の生活保護率を下回って推移しています。

【生活保護世帯数・生活保護率の推移（阿蘇市・熊本県）】



資料：庁内資料（各年度3月31日現在）

熊本県保護率は、熊本県の生活保護（令和4年（2022年）度統計資料）

第3章 各種調査からみた阿蘇市の課題

1 市民意識調査

(1) 調査結果の概要

1) 地域とのかかわりについて

① 近所との付き合いの状況

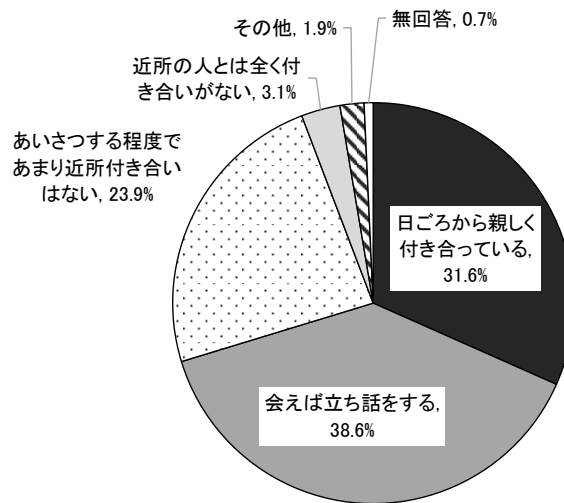
問9 近所の人とは普段どのような付き合いをしていますか。

問9-1 近所付き合いをしていない理由は何ですか。

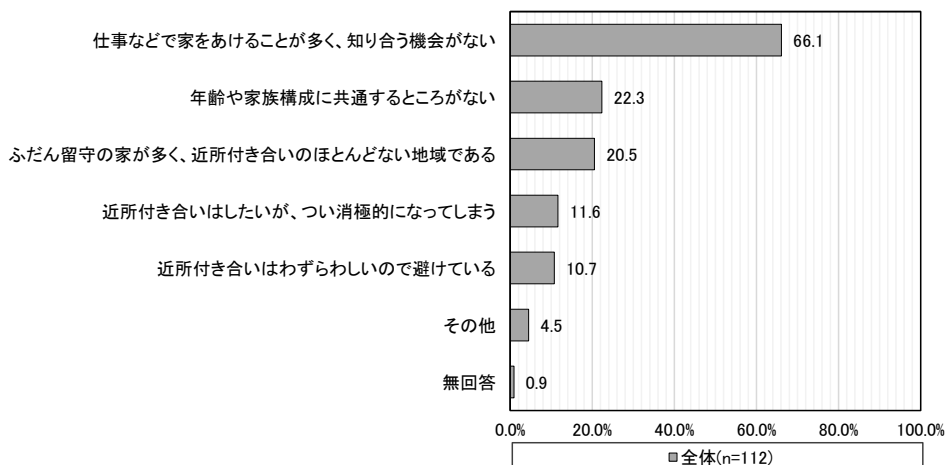
近所との普段の付き合いは、「会えば立ち話をする」が、38.6%と最も高く、次いで「日ごろから親しく付き合っている」（31.6%）の順に続きます。

また、「あいさつする程度であまり近所付き合いはない」または「近所の人とは全く付き合いがない」と回答した人の理由については、「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない」が66.1%と半数以上を占めています。

【近所の人との付き合いの状況】



【近所付き合いをしていない理由（複数回答）】

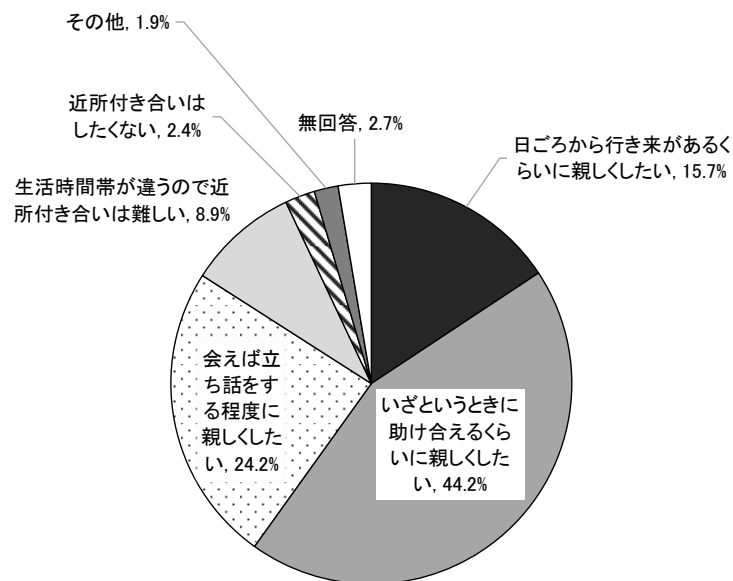


② 近所の人との今後の付き合いについて

問 11 近所の人と、今後どのような付き合いをしていきたいですか。

近所の人との付き合いについて、「いざというときに助け合えるくらいに親しくしたい」が44.2%と最も高く、次いで「会えば立ち話をする程度に親しくしたい」（24.2%）の順に続きます。また、「近所付き合いはしたくない」が2.4%みられます。

【近所の人との今後の付き合いについて】



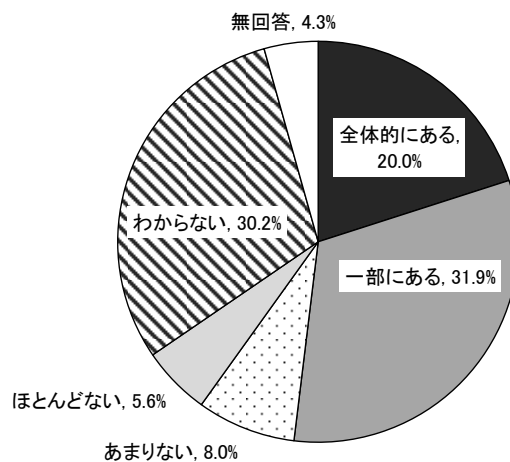
2) 地域福祉の考え方

① お互いに助け合う「人と人とのつながり」について

問 36 あなたが住んでいる行政区では、誰かが困っているとき、お互いに助け合う「人と人とのつながり」があると思いますか。

誰かが困っているとき、お互いに助け合う「人と人とのつながり」について、住んでいる行政区では「一部にある」が 31.9%と最も高く、次いで「わからない」(30.2%)、「全体的にある」(20.0%)の順に続きます。

【人と人とのつながりについて（全体）】



3) ボランティア活動や地域活動について

① ボランティア活動の実施状況

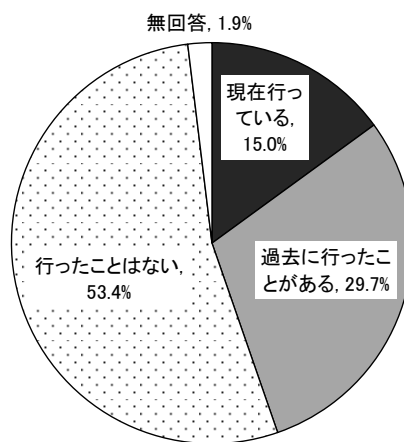
問 14 あなたはボランティア活動をしていますか。

問 14-1 あなたがボランティア活動に参加していない理由はどれですか。

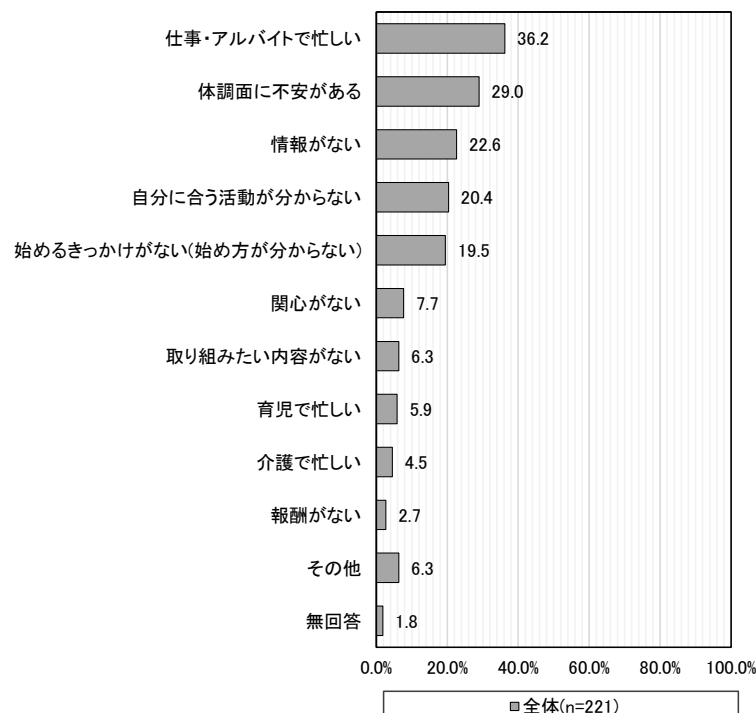
ボランティア活動については、「行ったことはない」が53.4%と半数以上を占めています。次いで「過去に行ったことがある」(29.7%)、「現在行っている」(15.0%)の順に続きます。

また、ボランティアに参加しない理由は、「仕事・アルバイトで忙しい」が36.2%と最も高く、次いで「体調面に不安がある」(29.0%)、「情報が無い」(22.6%)の順に続きます。

【ボランティア活動の実施状況】



【ボランティア活動に参加しない理由（複数回答）】



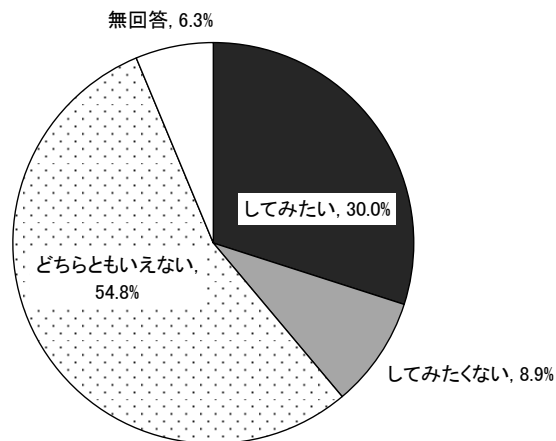
② ボランティア活動への参加意向

問 15 あなたはボランティア活動する機会があればしてみたいですか。

問 16 どのような内容であれば、ボランティア活動をしてみたいと思いますか。

ボランティア活動への参加意向は、「どちらともいえない」が54.8%と半数以上を占め、次いで「してみたい」(30.0%)の順に続いています。また、ボランティア活動の内容については、「地域の自然を守る活動」(22.7%)、「災害時のボランティア活動」(16.2%)、「こどもの遊び相手」(14.3%)が上位にあがっています。

【ボランティア活動への参加意向】



【ボランティア活動の内容】



③ 地域の活動や行事への参加状況

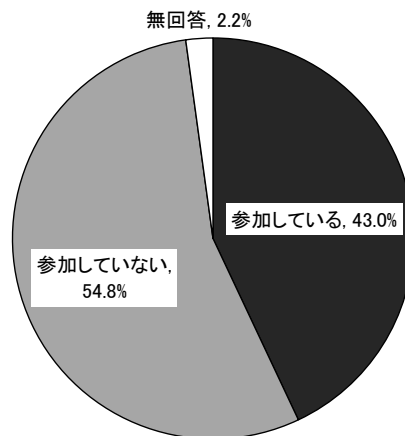
問 18 あなたは地域（行政区・小学校区）の活動や行事に参加していますか。

問 18-1 あなたは地域のどのような活動や行事に参加していますか。

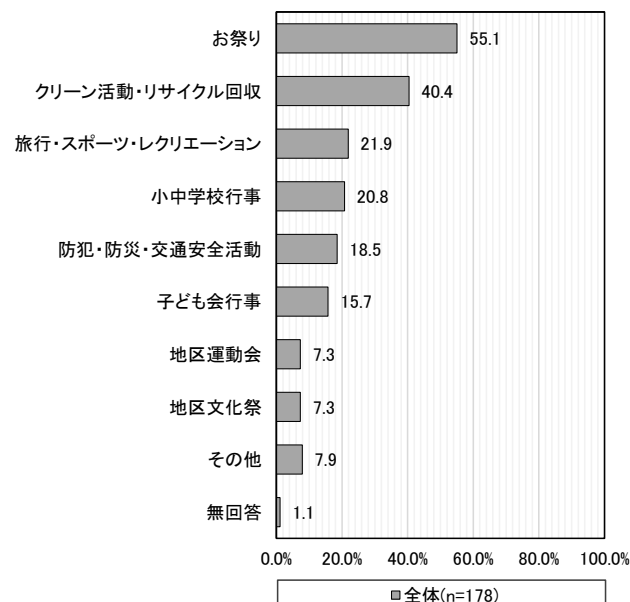
地域の活動や行事への参加については、「参加していない」が54.8%と半数以上を占めています。

また、参加している地域の活動や行事については、「お祭り」が55.1%で最も高く、次いで「クリーン活動・リサイクル回収」（40.4%）、「旅行・スポーツ・レクリエーション」（21.9%）の順に続きます。

【地域の活動や行事への参加状況】



【参加している活動や行事】

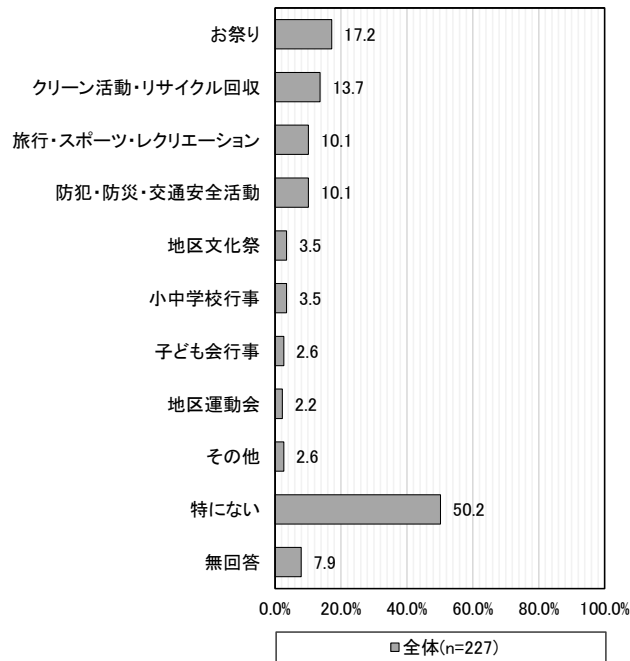


④ 地域の活動や行事への参加意向

問 18-2 今後、あなたが参加したい地域の活動や行事はありますか。

地域の活動や行事に参加していない人のうち、参加したい地域の活動や行事について、「特にない」が50.2%と最も高く、次いで「お祭り」（17.2%）、「クリーン活動・リサイクル回収」（13.7%）、「旅行・スポーツ・レクリエーション」及び「防犯・防災・交通安全活動」（10.1%）の順に続きます。

【参加したい地域の活動や行事】



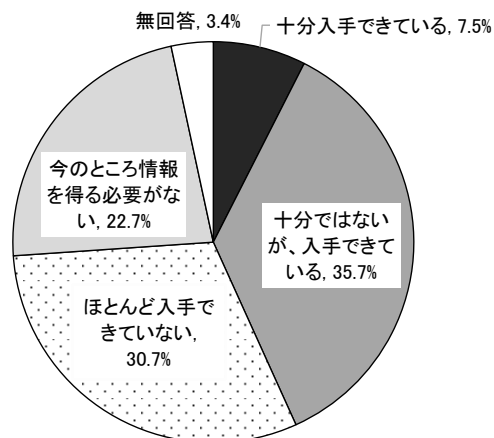
4) 福祉に関する情報の入手や相談先について

① 福祉に関する情報の入手状況

問 23 あなたは、自分に必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できているとお考えですか。

福祉に関する情報の入手状況は、「十分ではないが、入手できている」が35.7%と最も高く、次いで「ほとんど入手できていない」（30.7%）、「今のところ情報を得る必要がない」（22.7%）の順に続きます。

【福祉に関する情報の入手状況】



② 福祉に関する情報の入手先

問 24 阿蘇市の福祉についての情報はどこから手に入れますか。

福祉に関する情報の入手先は、「広報あそ（市広報誌）」（61.1%）、「お知らせ端末」及び「社協だより（社協広報誌）」（31.4%）、「友人・知人からの口コミ」（24.4%）、「市役所の窓口」（22.5%）が上位にあがっており、「市のホームページ」は 18.8%と低い割合となっています。

【福祉に関する情報の入手先（複数回答）】

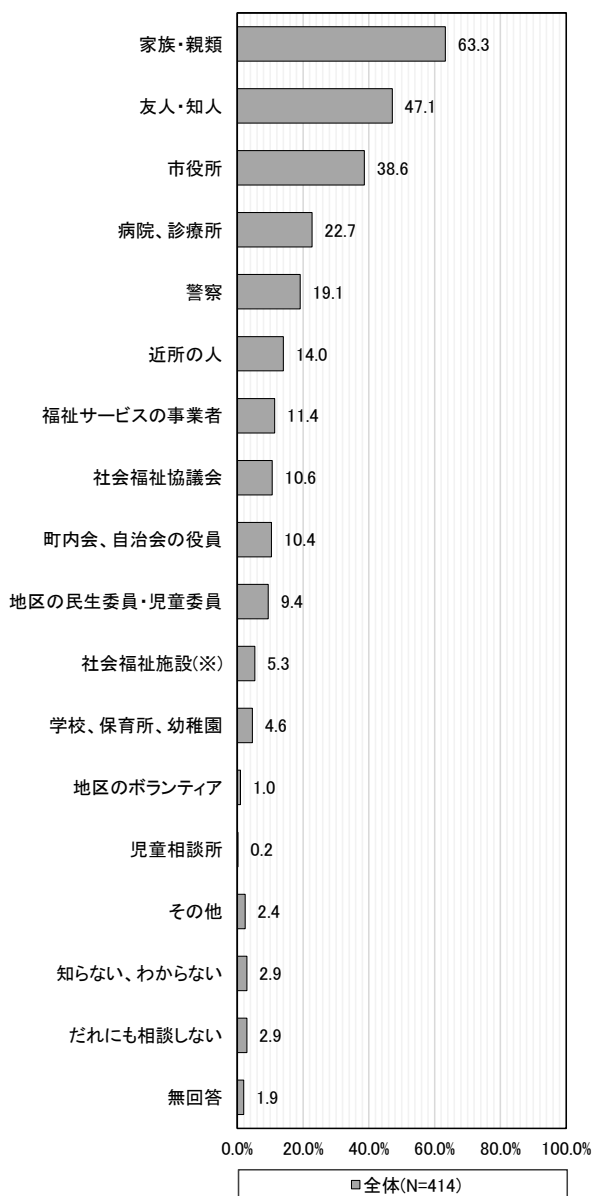


③ 困りごとを相談する相手

問 26 日常生活で困ったことがあった場合、どこに相談しますか。

日常生活での困りごとを相談する相手は、「家族・親類」が63.3%と最も高く、次いで「友人・知人」(47.1%)、「市役所」(38.6%)の順に続きます。一方、「福祉サービスの事業者」「社会福祉協議会」「地区の民生委員・児童委員」など、福祉に関する専門機関等に相談する人は少ない状況です。

【困りごとを相談する相手（複数回答）】



※社会福祉施設：高齢者福祉施設、障がい者支援施設、保護施設、児童福祉施設など

④ 福祉のことで市役所に相談した時の解決状況

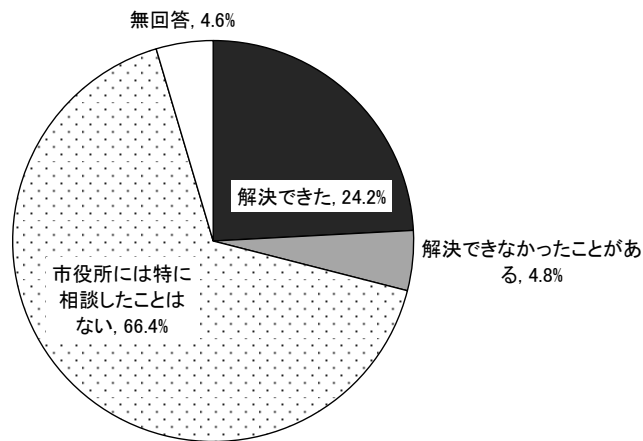
問 25 あなたやご家族は、福祉のことで市役所に相談した時、解決することができましたか。

問 25-1 どのように解決しましたか。

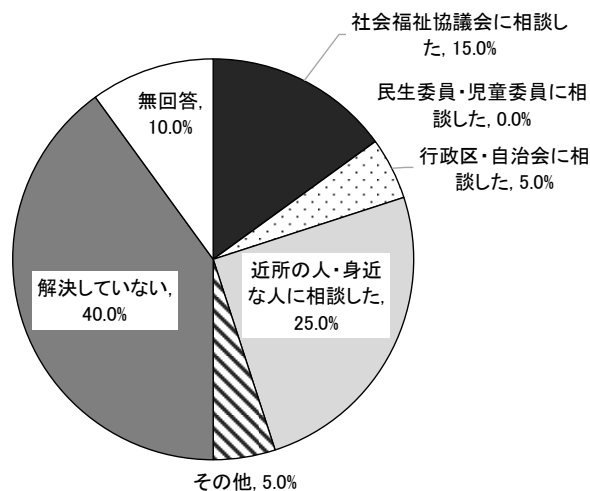
福祉のことで市役所に相談した時の解決状況について、「市役所には特に相談したことはない」が66.4%と最も高く、次いで「解決できた」（24.2%）の順に続きます。「解決できなかったことがある」が4.8%みられます。

「市役所に相談して解決できなかったことがある」と回答した人のうち、「解決していない」が40.0%と最も高くなっています。一方、解決したのは「近所の人・身近な人に相談した」（25.0%）、「社会福祉協議会に相談した」（15.0%）の順に続きます。

【市役所に相談した時の解決状況】



【市役所に相談して解決できなかった時の対応】



5) 災害時の助け合い、支え合いについて

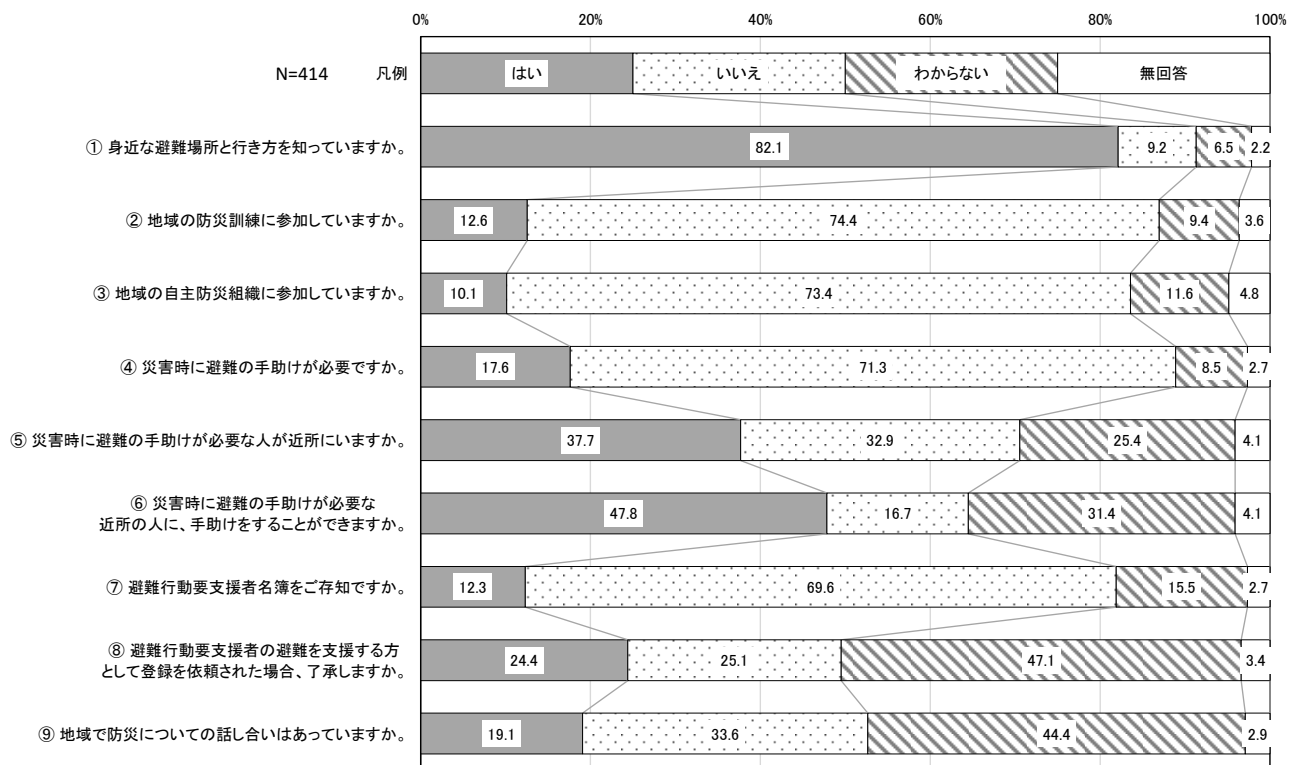
① 防災活動について

問 19 防災に関連する項目について、①～⑨のそれぞれあてはまるものをお答えください。

「①身近な避難場所と行き方を知っていますか。」で、「はい」が82.1%と高くなっています。一方で、「②地域の防災訓練に参加していますか。」「③地域の自主防災組織に参加していますか。」「⑦避難行動要支援者名簿をご存知ですか。」については、「はい」と回答した割合が10%台と低くなっています。

また、「⑧避難行動要支援者の避難を支援する方として登録を依頼された場合、了承しますか。」「⑨地域で防災についての話し合いはありますか。」については、「わからない」が40%を超えています。

【防災活動について】



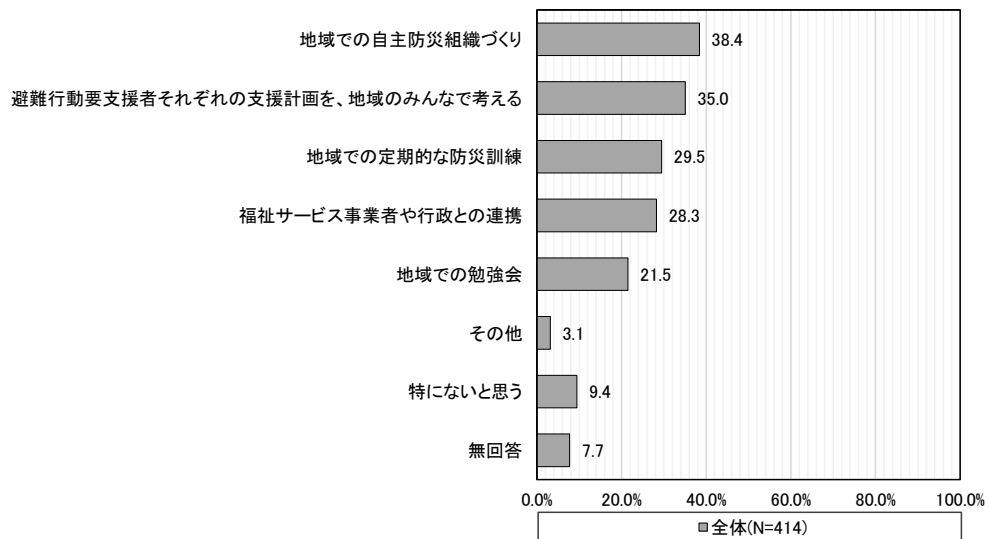
② 災害時に住民同士が協力し合えるために必要なこと

問 22 地震や水害等の災害時に住民同士が協力し合えるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

災害時に住民が協力し合えるために必要なこととして、「地域での自主防災組織づくり」（38.4%）、「避難行動要支援者それぞれの支援計画を、地域みんなで考える」（35.0%）、「地域での定期的な防災訓練」（29.5%）が上位にあがっています。

【災害時に住民同士が協力し合うために必要なこと】

（複数回答）



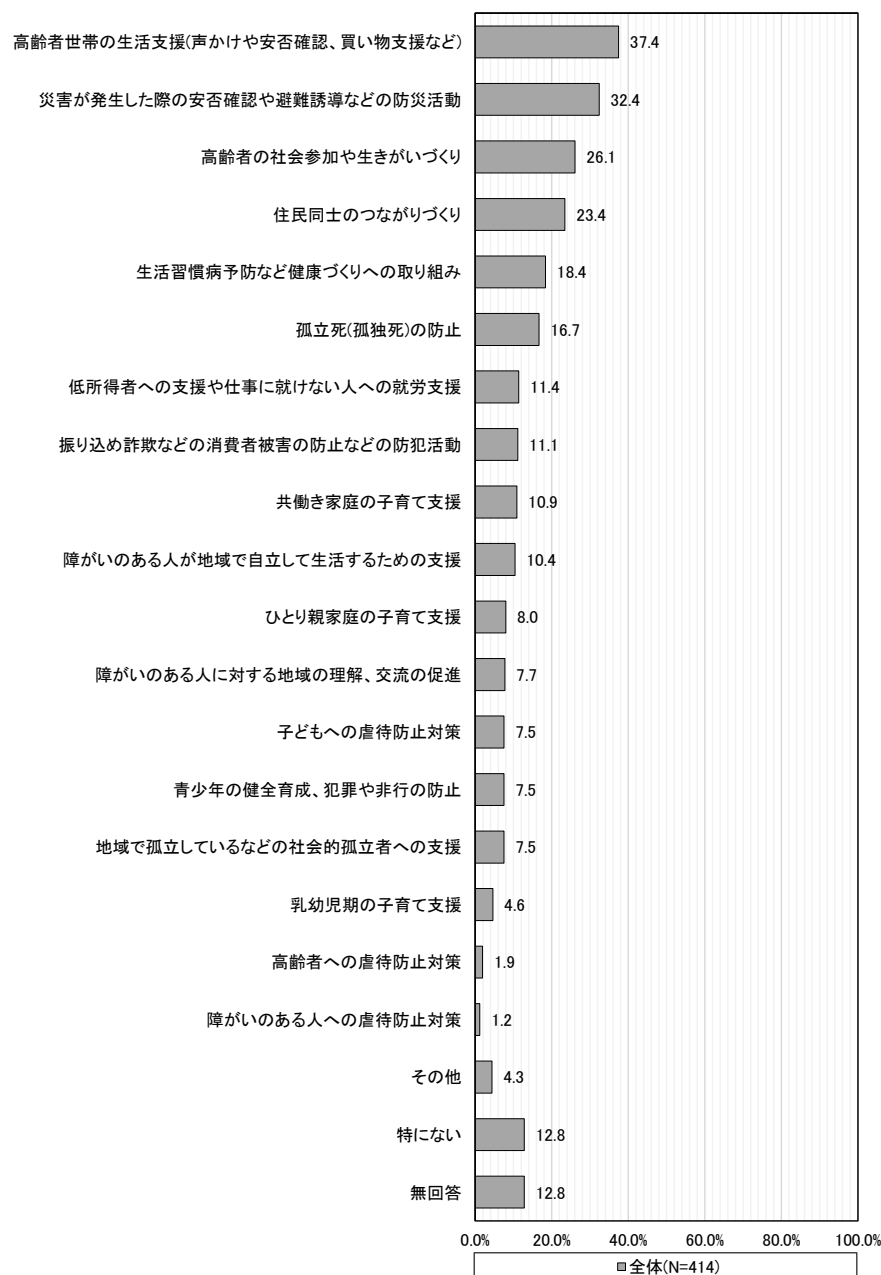
6) これからの阿蘇の福祉施策について

① 地域で優先的に解決しなければならない課題

問 35 あなたが住んでいる行政区で優先的に解決しなければならない課題はありますか。

地域で優先的に解決しなければならない課題について、「高齢者世帯の生活支援（声かけや安否確認、買い物支援など）」（37.4%）、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」（32.4%）、「高齢者の社会参加や生きがいがづくり」（26.1%）、「住民同士のつながりがづくり」（23.4%）が20%を超えています。

【地域で優先的に解決しなければならない課題（複数回答）】



2 事業所・関係団体ヒアリング調査

(1) 調査結果の概要

① サービス利用者を取り巻く状況について

- 障がいのある当事者から、「今後、自分一人でやっていけるのか」との声を聴く。
- 親が高齢でこども（障がい者）の将来への不安についての声を聴く。
- 高齢者のみの家庭が増えてきた。また、親族と疎遠になっている世帯が多い。
- 高齢者の利用できるサービス種類、事業所が少なく選択肢が少ないとの声がある。
（利用曜日や回数の制限がある、地域によっては利用ができない等）
- 経済的な理由により必要と思われるサービスを受けることができない人がいる。
- 運転免許返納後、代替になるような交通手段が少ない。また、移動手段がないために買い物や受診に困っている人が多い。
- 今後の介護負担が増えることへの不安を抱えている家族が多い。
- 保育所等のクラスの中で障がいを持つこどもの割合が増えてきている。保育所の中にも専門知識を持つ人が必要であり、保育士や幼稚園教諭の資格だけでは対応が難しくなっている。
- 今後、外国のこどものニーズが増えてくると予想される。英語以外の言語や食べられない食材について配慮が必要となってくる時代が来るのではないかと。
- 家族の多様化、複雑化もあり、孤独や孤立に陥る高齢者や障がいのある人が増えている。プライバシー、個人主義も含め、住民への慎重な介入が求められ、難しくなった。

② サービス提供に係る他機関との連携・協働について

- 要保護児童対策地域協議会の関わりが少ない。
- 高齢者福祉事業者と障がい福祉事業者との連携が上手くいっていない。
- 面談での相談内容が、こどもに関わる内容であれば園で解決できる。しかし、こどもに直接は関わらない内容だった場合、どこに繋がたら良いか、保護者へ情報提供できるようになれば良いと感じる。
- 社会福祉法人同士の連携により、阿蘇市内の福祉課題を共有したり、インフォーマルな支援ができればと思う。
- 新型コロナウイルス感染症の流行前は、保育園児が高齢者施設の慰問等を行っていた。機会があれば再開したい。
- 毎年開催している阿蘇市やまびこネットワーク関係機関連携会議は有意義な意見交換の場となっているため、参加団体や内容を見直すなどして、より良い会議の場にする必要がある。

③ 地域が抱える問題点や課題について

- 長期入院している人を地域に移行しようという取組はあるが、その人達が住む場所がないため、老朽化した古いアパートに住んでいる。身体的な負担も大きくなるため、住まいの環境をよくする必要がある。
- 障がい者の移動手段がなく、支援がないとどこにも行くことができない。
- 交通手段がなく、買い物に行くことも困難。訪問ヘルパーの時間を買い物のサービスで済ませてしまう。
- 介護保険を使わない方が多く、勉強会等を行う必要がある。
- 重度障がいの方が、阿蘇で生活続けるのは難しい。本人たちは生まれた場所で生活したいと言っている。
- 隣の人を知らないという家庭もあり、地域のコミュニティが薄くなっていると感じる。
- 地域で困っている人がいても、どこに相談したら良いかわからない。新興住宅地等では、見守りが難しくなっている地域もある。
- 高齢者と若い人の交流がない。
- 家族の健康の問題について話を聞いていると、家族全体の問題が見えてくる。包括支援センターが高齢者の相談窓口になっている。長いスパンで関わるための体制の確立が必要。
- 1人の問題が、実は家族の問題というケースが増えており、チームを組んでいかないと解決が難しい。地域の人もどこまで関わったらいいかわからない。
- 70歳を過ぎても生活のため仕事をしている人が多い。そのため老人会もなくなり、地域活動の担い手がいらない。

④ 地域における福祉サービスの現状や課題等について

- サービス利用者にアンケートをした際、「このサービスは知らない」という意見が多い。情報の伝え方が上手くいってない。LINEは若い世代なら大丈夫だが、シニア層の人は見てない人が多い。
- デイサービスやデイケアを使うのは80代が多い。65歳や70代の方はまだ若いからの理由で行きたがらない。そういった方々が興味を持てる施設があれば良いと思う。
- 在宅で療養したいという人がいても、訪問診療可能な医療機関が限定されている。そのため、仕方なく入院を継続している方もいる。
- 入浴（訪問・通所）サービスが不足しているのではないかと。障がいを持つ人の入浴の場が少ない状況である。
- 乗り合いタクシーの予約方法、福祉バス等の利用日等がわからない人がいる。制度があってもよくわかっていない、理解できていない。
- 人口減少による福祉職の担い手の不足について、支える側の人手不足で福祉の後退にならないよう行政との将来的な協議が必要である。

3 阿蘇市やまびこネットワーク活動での主な課題

① 担い手に関する課題

- 活動者や区全体の高齢化
- 次世代の参加、協力不足
- 人口減少
- 役員の後任がいらない

② 空き家・空き地に関する課題

- 草や樹木の未管理、樹木倒壊の危険、樹木が通学路にはみ出している
- 動物のすみかになっている、火事の心配
- 空き家や放棄地に関しては市が対策のパンフレット等を作成し住民に配る等の対応が必要ではないか

③ 買物・移動に関する課題

- 乗合タクシーの使い勝手が悪い
- タクシー券の利用条件の範囲が広がるとよい
- 今後、移動販売や通販の代理注文など支援が必要になってくるのではないか
- 運転ができなくなったら不安

④ 見守りや個人情報に関する課題

- 担い手がいらないため、今後の方法に検討が必要
- 今後の活動継続、住民への活動周知について検討が必要
- 区未加入者やコミュニケーションが取りづらい人との関わりが難しい
- 入院等の情報が不明で安否が確認できないことがある
- 活動が負担、情報を知られたくないという人が増えてきた
- 見守りを通じて個人情報を知られたくないという意見もある
- 自分たちの世代は若い世代と面識がないため、何かあっても子世代と連絡できるか不安
- 区から個人の情報を伝えても、その後の経過等は個人情報の保護ということで教えてもらえない
- 構成員名簿の電話番号等の取り扱い
- 全体が集まる場での個人情報が詳細すぎるのではないか

⑤ 防災や緊急時に関する課題

- 防災の取組について計画する必要がある
- 避難しない高齢者への対応に困る
- 災害危険区域では、長雨や大雨が降った際は早めの避難をしないと避難所までの道路も浸水している
- 災害時の避難場所が欲しい（公民館も危険がある）
- 災害時に見守り応援援護者をどう避難させるか
- 救急車の到着に時間がかかる
- AED が近くにない
- 住民の声かけも夜間は難しい、隣が離れていれば物音も聞こえにくい
- 一部の消火栓に印がないため印をつけてほしい
- お知らせ端末しかないお宅もあるため、端末でも緊急連絡（110、119）ができるようにしてほしい

⑥ 行政区に関する課題

- 面識、交流がないため、情報不足
- 区費を支払うことが難しいと、区を抜けていく方もおられる
- ゴミ出し（収集場所、分別マナー違反等）
- 高齢になり、集まりに出てこれなくなった人が増えた
- 老人会、サロンの解散で集まりが減った
- 隣保班活動が主のため、区全体での集まりが少ない
- ゴミの分別ができていない
- 区未加入者のゴミ収集問題
- 外国人によるゴミ出しのマナー違反
- 広報誌を全戸配布するよう言われているが、外国人にもわかるものを作成して欲しい
- 新興住宅が増え、人のつながりが薄い
- 主体性のある人・前向きな人が減っている。隣の家との付き合いもなくなっている。
- 区の存続について、人口減少、少子化のため先が見えない
- 高齢になり回覧板を回すことを負担に感じている人もいるのでは？お知らせ端末で見られるようにするなどデジタル化必要

⑦ 活動費に関する課題

- 寄附金を支出した後の残りが区で使える財源になるため、未加入が増えれば財源も減る
- 区費を上げるよりも会費関係を減らしていくことを検討せざるを得ない
- 公民館の光熱費が、活動すればするほどお金がかかる
- 公民館をバリアフリー化したいが、自分たちの手出しでは難しい

⑧ サロンに関する課題

- 感染症の影響から再開できていない
- グランドゴルフが好きな人はよいが、できない人に向けた内容の工夫が必要
- 開催しても人が集まらない
- 新しく加入する人がいない、参加者がほぼ固定化

⑨ 道路に関する課題

- トンネル工事の関係で通れなくなった道がある
- 道路状況が悪い
- 区画線が見えない
- 道の除草は頼めばしてくれるが、草でガードレールが見えなくなる前に早めに取りかかってほしい
- 観光客の影響で、停止線で一時停止をしない車や、信号機の変わりが早くて通過に時間がかかる
- スピードを出す車がいって危険、高齢者の運転が危ない時がある

第4章 第3次計画の実施状況及び課題

(1) 第3次計画の評価の概要

平成30年度に策定した第3次計画では、基本理念、基本目標の実現を目指し、庁内関係課及び市社会福祉協議会、福祉サービス事業所、地域のボランティア団体、民生委員・児童委員などが連携・協働し取り組んできました。

各基本目標及び施策に基づき、取り組んできた内容や成果、課題を整理するとともに、平成31年度～令和6年度までの取組について評価を行いました。

【評価方法】

- ① 基本目標ごとの施策の取組について具体的に取り組んだことや成果、課題や問題点を整理し、その取組に対して点数で評価。
- ② ①の合計点数を取組の総数で割って、平均を算出。

【取組の評価（4段階）】	点数		平均	施策の評価
十分取り組むことができている	3点	➡	3.0	A ：十分計画通りできている
ある程度取り組むことができている	2点		2.5以上 3.0未満	B ：概ね計画通りできている
あまり取り組むことができていない	1点		2.0以上 2.5未満	C ：ある程度できているが一部遅れている
全く取り組むことができていない	0点		1.0以上 2.0未満	D ：全体的に遅れていて改善の余地がある
			1.0未満	E ：全体的に未着手で改善の余地がある

【評価結果】

	基本目標	施策	平均	評価
基本目標1	支え合い・ふれあいのあるまちづくり	1 地域福祉意識の啓発及び醸成	2.5	B
		2 交流・ふれあいの促進	2.4	C
		3 地域における支え合いのしくみの構築	2.0	C
		4 地域福祉を担う人づくり・連携体制づくりの促進	2.6	B
		5 心のバリアフリー・多様性の理解促進	2.6	B
基本目標2	利用者本位のサービスが受けられるまちづくり	1 きめ細かな相談支援体制づくり	2.2	C
		2 適切なサービス利用促進のためのしくみづくり	2.3	C
		3 福祉サービスの充実	2.7	B
		4 地域共生社会の実現に向けたしくみづくり	2.5	B
基本目標3	健康で生きがいの持てるまちづくり	1 地域ぐるみで健康づくり	3.0	A
		2 介護予防の推進	3.0	A
		3 生きがい活動の促進	2.1	C
基本目標4	安全・安心・快適に暮らせるまちづくり	1 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり	2.0	C
		2 地域ぐるみでの防犯活動	2.3	C
		3 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	2.5	B
基本目標5	計画実現のための包括的な支援体制づくり	1 地域福祉施設の確保・活用	2.6	B
		2 地域福祉関係団体の育成・支援	2.3	C
		3 計画実現のための役割と取り組み（※推進方策）	-	-

(2) 第3次計画の評価結果

基本目標 1

支え合い・ふれあいのあるまちづくり

施策	1 地域福祉意識の啓発及び醸成	評価 B
取組状況と課題	○全日本ろうあ連盟記念映画上映会の後援など、福祉に関する講座、認知症サポーター養成講座は、年10回開催、403人参加など多くの方が受講しているが、実働できる認知症サポーターが少ないという課題がある。 ○阿蘇市行政区担当職員を述べ212人配置し、地域の情報や課題を共有することで、より活力ある地域づくりを推進しているが、さらに課題の共有、消防団や地域活動への積極的な参加が求められている。 ○人権を大切にする心を育てる教育・保育活動、お知らせ端末の更新等を行っている。	
施策	2 交流・ふれあいの促進	評価 C
取組状況と課題	○阿蘇市と阿蘇中央高校、熊本保健科学大学の包括連携協定に基づき、阿蘇プロジェクトを開催し、地域の高齢者との交流事業を実施している。 ○子ども食堂の運営に取り組む団体に、運営費等助成、コーディネーター派遣等の活動支援を行っているが、3事業所のうち2事業所は稼働していない。 ○公共施設以外の居場所の確保は、必要に応じて検討が求められる。	
施策	3 地域における支え合いのしくみの構築	評価 C
取組状況と課題	○社会福祉協議会が推進する小地域ネットワーク事業「阿蘇市やまびこネットワーク活動」の支援を行っている。 ○阿蘇市やまびこネットワーク活動（小地域ネットワーク活動）やあんしん見守りネットワーク等を通じて、今後も高齢者等の暮らしを地域でサポートし、公的なサービスにつなげる必要がある。	
施策	4 地域福祉を担う人づくり・連携体制づくりの促進	評価 B
取組状況と課題	○社会福祉協議会が事務局を担う阿蘇市ボランティアセンターで、市内の福祉・医療・教育など、広い分野のボランティア活動を把握し、活動の推進を図っている。 ○子ども食堂の開設にあたり、ボランティア活動の充実を図るための支援の継続が必要である。 ○自殺対策連絡協議会の参加団体へゲートキーパー養成講座を企画・実施している。今後も養成講座を開催し、自殺のサインに気づく適切な対応が図れる人材の養成が必要である。	
施策	5 心のバリアフリー・多様性の理解促進	評価 B
取組状況と課題	○阿蘇市人権・同和教育推進協議会を中心に人権・同和教育を推進している。部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権に対し、今後もこどものうちから偏見や差別に対する正しい知識を身に付ける教育活動が必要である。 ○令和5年度から認知症伴走型支援事業を開始。認知症の進行による状況の変化に悩む本人や家族に寄り添う支援が必要である。 ○男女共同参画に関するポスターの掲示や広報等による意識啓発により、男女共同参画の推進が求められる。	

基本目標 2**利用者本位のサービスが受けられるまちづくり**

施策	1 きめ細かな相談支援体制づくり	評価 C
取組状況と課題	○住民健診について、広報誌やお知らせ端末、チラシ、ホームページで情報提供を行っている。母子手帳アプリやホームページで母子保健の情報提供を行っている。 ○障がい者に対する地域の相談支援の拠点である基幹相談支援センターの設置が、阿蘇圏域では未設置であるため、設置に向けた協議が必要である。 ○介護保険サービス事業所において、専門職や介護従事者が不足し、人材確保に苦慮しているため、県や国と連携して人材確保に向けた取組が必要である。	
施策	2 適切なサービス利用促進のためのしくみづくり	評価 C
取組状況と課題	○サービス提供事業者に対して、第三者機関による評価を受けるように勧奨を行い、日中支援型グループホームについて、定期的に阿蘇圏域自立支援協議会による評価を行っている。 ○障害福祉サービスの制度等について、申請様式の多くが市のホームページに掲載されていないため、使い勝手の良い掲載内容への改善が必要である。 ○ホームページについては、構成の見直しやルビ・読み上げ機能を付加するなど改善が必要である。	
施策	3 福祉サービスの充実	評価 B
取組状況と課題	○高齢者福祉施設において、介護保険サービスに関する情報提供が不十分で、常に必要とする方が入手できる体制にないため、改善が求められる。 ○生活困窮者自立支援法に基づき、各種事業を活用し、対象者の自立意欲と尊厳を尊重しながら自立支援を行っているが、新規相談件数が増加しているため、対応が求められる。	
施策	4 地域共生社会の実現に向けたしくみづくり	評価 B
取組状況と課題	○民生委員の協力により、高齢者の見守り活動による情報提供に努め、高齢者等の異変にいち早く気づき、迅速な対応ができるよう地域包括支援体制の充実が必要である。 ○高齢者等の利用者に対し適切なサービス等利用計画が作成できるように、引き続き、計画相談支援事業所との連携・調整が必要である。	

基本目標3**健康で生きがいの持てるまちづくり**

施策	1 地域ぐるみで健康づくり	評価 A
取組状況と課題	○健診の未受診者勧奨や若い世代への受診率向上のため、夏・秋の健診に加えて6月に40代、50代を対象に特定健診とがん検診をセットにしたお得なセット健診を実施している。重症化のハイリスク対象者への保健指導率は概ね90%を維持している。 ○食生活改善推進員の希望者を公募し、養成講座を開催している。新型コロナウイルス感染予防対策等で養成講座を中止した年度もあったが、令和3年度3名、令和5年度4名と推進員の養成が進んでいる。	
施策	2 介護予防の推進	評価 A
取組状況と課題	○令和6年9月に「認知症市民フォーラム」を開催し、当初の見込み150人を超える226人の参加があった。 ○サロン活動等の通いの場など高齢者や地域住民が集まる機会づくりを行い、早い段階からの健康づくりや介護予防を実施している。 ○地域介護予防教室（いきいき教室）は、新型コロナウイルス感染症の影響があり、予定通りの開催はできなかったが、令和4年度49地区、令和5年度で60地区で開催している。	
施策	3 生きがい活動の促進	評価 C
取組状況と課題	○市と社会福祉協議会が連携して阿蘇郡市障がい者スポーツ大会の運営補助等を行い、障がい者の文化・スポーツ活動への参加を促進しているが、市内の対象者の数やニーズ等の把握が必要とされる。 ○シルバースポーツ大会は、新型コロナウイルス感染症予防のため、中止となっていたが、令和5年度より開催している。中止期間があったため高齢者のニーズ把握も含め、大会のあり方や運営等について、老人クラブ連合会事務局の社会福祉協議会も含めて協議が必要である。	

基本目標4

安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

施策	1 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり	評価 C
取組状況と課題	○防災行政無線、お知らせ端末、防災メール等で、予防的避難等の情報を発信している。 ○避難行動要支援者支援計画や個別避難計画を策定し、避難支援等関係者と情報共有しているが、より実効性の高い名簿・計画の整備が必要である。 ○平成24年九州北部豪雨以降、各地区において避難訓練を実施し、避難行動要支援者の参加を得ているが、今後もより多くの避難行動要支援者の参加のもと、実践的な防災対策を講じる必要がある。	
施策	2 地域ぐるみでの防犯活動	評価 C
取組状況と課題	○市内7か所に防犯カメラを設置し、犯罪の抑止や警察の捜査へ情報提供を行っている。 ○阿蘇保健福祉センターは、災害発生時にボランティアセンター本部となるため、計画期間中に大規模改修を行った。 ○令和5年度から、市・警察署・消防署・協力事業者等により「あんしんネットワーク事業」を実施し、認知症高齢者の見守り体制の構築を図っている。 ○阿蘇警察所と連携し、防災メール等で市民へ防犯に関する情報を提供しているが、今後も情報共有、事案検討の場を設けて、さらなる連携強化が必要である。	
施策	3 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	評価 B
取組状況と課題	○歩行者の安全な通行を図るため、市道小堀線歩道整備を継続的に実施している。他の歩道補修により、高齢者及び障がい者が歩行しやすい道路環境づくりに取り組んでいる。誘導ブロックの設置は取り組んでいない。 ○一の宮高齢者センターにおいて、玄関ドアを引き戸から自動ドアに変更し、段差をなくすなどのバリアフリー化を行った、その他高齢者施設においても同様の整備が必要。 ○市で路線バスを運行しており、水曜日隔週の買い物便の他に衣料品、ドラッグストアを行先に追加した。 ○障害福祉サービス（移動支援事業等）で要支援者に対する外出サービスの支援に努めた。	

基本目標5

計画実現のための包括的な支援体制づくり

施策	1 地域福祉施設の確保・活用	評価 B
取組状況と課題	○世代間のふれあいや交流の場、地域活動の場として阿蘇保健福祉センター、一の宮高齢者センター等を確保している。市公民館、地区集会所の適切な維持管理を行っている。 ○地域集会施設の利活用に向けた情報発信を行うために、市のホームページで情報を掲載しているが、より市民の目につき、利活用が促進されるような工夫が必要である。 ○健診結果の報告会を地域の公民館やコミュニティセンターを活用して開催している。	
施策	2 地域福祉関係団体の育成・支援	評価 C
取組状況と課題	○福祉に関するニーズは、年々多様化・複雑化しているため、障がい福祉サービスなどの定型的サービス提供にとどまらず、状況に応じたインフォーマルな支援が求められる。 ○総合相談窓口の運営、権利擁護、生活困窮者自立相談、地域の居場所づくり等について、市社会福祉協議会と共通の目的のもと地域福祉を推進できるように連携している。 ○社会福祉協議会が老人クラブの活動計画を立てているが、活動計画が安定的・円滑に運営されるよう、今後も各種情報提供等の団体活動の支援が必要である。 ○阿蘇圏域自立支援協議会、阿蘇地域療育ネットワーク会議において、行政・事業所・当事者団体などと情報共有を図っている。今後も、情報交換を密に行い、課題解決、活動促進が必要である。 ○阿蘇市やまびこネットワーク活動（小地域ネットワーク活動）と情報共有を図っており、今後も連携強化により、支援が必要な高齢者等への適切なサービスにつなげる必要がある。	

第5章 計画の基本的な考え方

1 阿蘇市の地域福祉の課題

第3次計画策定以降の関連法令・制度、法改正をはじめ、社会情勢の変化や市の人口や家族を取り巻く状況、市民意識調査や関係団体・事業所等のアンケート調査による意識やニーズ、第3次計画の取組状況などを踏まえ、本市の地域福祉をめぐる主要課題を以下のように整理します。

課題1 住民のつながり、支え合いの強化

- ・ 少子高齢化・人口減少の進行により、地区の人口が減少し、老人会などの組織の維持や、サロン活動等の維持が困難となってきています。

課題2 福祉の人材確保・育成

- ・ 介護、障がい福祉サービス、教育・保育等の福祉事業所においては、有資格者が不足し、新たな採用等に苦慮している状況にあります。

課題3 多様で複合化した問題への対応の強化

- ・ ひきこもり、ヤングケアラー、生活困窮等、家庭における問題が複合化、複雑化しており、市民からの訴えを受け止め、関係機関につなぎ、訪問も含めて総合的に対応する必要があります。

課題4 相談支援体制の強化、情報提供の充実

- ・ 市民意識調査では、福祉のまちづくりを進めるために、必要なこととして「わかりやすい福祉情報の提供」が61.1%と最も多く、次いで「相談支援体制整備」と「保健・医療・福祉の連携」が40.1%と高くなっています。
- ・ 情報提供の充実及び相談支援体制の強化が福祉を進めていく上での課題となっています。

課題5 活躍の場、生きがいづくり

- 平均寿命の伸長により、高齢者が定年で退職した後の生きがいづくりや年金を補う収入確保のために、経験を活かした就労の確保、生きがいづくりが課題です。

課題6 日常生活の利便性の確保、災害、犯罪への対応

- 公共交通サービスが届かない、買い物に困窮している高齢者等への支援が必要です。
- 熊本地震で多大な被害を受けており、近年豪災害が多発しています。自然災害への備えが必要です。
- 犯罪が多発し、防犯活動が求められています。

課題7 再犯防止への支援

- 犯罪を犯した人が再び犯罪を起こさない地域づくりが求められています。
- 犯罪や非行をした人が罪を償い、社会において孤立することなく地域の一員として生活するためには、地域住民の理解が不可欠です。犯罪や非行をした人、その家族への偏見や差別は、円滑な社会復帰の妨げになっています。
- 立ち直ろうとする人を支え、受け入れる地域づくりが必要です。

2 基本理念

本市では、第3次計画の基本理念を「みんなでつくる 共に生き、共に支え合う 安心のまち 阿蘇」として設定し、取組を進めてきました。

このような中、令和2年度から拡大した新型コロナウイルス感染症等により、対面による交流機会の減少や経済状況の悪化等が進行し、住民の生活様式の変化や、生活困窮やひきこもりなど、福祉の課題は複合化・複雑化しています。

拡大する生活・福祉課題に対して、行政や社会福祉事業者のみならず、地域住民一人ひとりが主体的に関わり、住民一人ひとりが担い手として地域の中で自分の役割を果たし、支え合い、だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるように、取り組む必要があります。

第4次計画では、第3次計画の基本理念を継承しつつ、住民一人ひとりが担い手となり、地域の団体・組織、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、つながり、支え合うことで、すべての住民が健やかに安心して暮らせるまちを目指し、次のように基本理念を掲げ、地域福祉を推進していきます。

基 本 理 念

みんなが担い手

共に生き、共に支え合う 安心のまち 阿蘇

3 基本目標

地域福祉の課題を踏まえ、第4次計画の基本理念「みんなが担い手 共に生き、共に支え合う 安心のまち 阿蘇」の実現を目指し、5つの基本目標を設定します。

基本目標1 つながり支え合う、担い手づくり

地域・家庭・学校・職場における支え合い・助け合いの意識づくり、一人ひとりが地域福祉を担う一員として活躍できる機会をつくり、地域において、暮らし・健康・生きがいを共に創り上げる担い手づくりを目指します。

基本目標2 困りごとを共有し、解決できるまちづくり

制度の狭間にいて公的な福祉サービスを受けられない人や複合的な課題を抱える世帯など、様々な不安や悩みを抱えながら生活する人が、安心して地域の中で暮らすことができるように情報を提供し、相談できる、福祉サービスが提供される体制の充実を目指します。

基本目標3 健康で生きがいの持てるまちづくり

住民一人ひとりの健康づくりの意識を高め、介護予防の意識啓発に努め、市民が生きがいを感じることができる機会を創造し、地域協働の生きがいづくりを目指します。

基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

地域で安全に安心して暮らすことができるように、災害時や緊急時の円滑な避難支援体制の構築などの災害に強いまちづくりを目指すとともに、地域ぐるみで防犯活動を実施し、すべての人が安全で快適に過ごせるようにバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを目指します。

基本目標5 計画実現のための包括的な支援体制づくり

地域福祉活動の拠点、交流の場の施設の充実を図り、市社会福祉協議会や各種団体間の連携・ネットワーク化により相互の情報交換や情報発信できる体制づくりを目指します。

4 計画の体系

基本理念・基本目標の実現を目指し、施策と取組を次のように設定します。

基 本 理 念

みんなが担い手

共に生き、共に支え合う 安心のまち 阿蘇

基本目標1 つながり支え合う、担い手づくり

施 策	取 組
1 地域福祉に関する意識の向上	1 地域・家庭・学校・職場における福祉教育の推進 2 地域における交流、ふれあいの促進、居場所の確保 3 地域課題の共有、課題への対応
2 地域福祉を担う人材育成活動の活性化	1 ボランティア活動の活性化 2 担い手の交流と連携の強化
3 福祉専門職の確保・育成	1 福祉専門職の確保・育成・定着

基本目標2 困りごとを共有し、解決できるまちづくり

施 策	取 組
1 総合的・包括的な相談支援体制の充実	1 総合的・包括的な相談支援体制の整備
2 福祉サービスの充実	1 わかりやすい情報提供の充実 2 福祉サービスの充実

基本目標3 健康で生きがいの持てるまちづくり

施 策	取 組
1 地域ぐるみで健康づくりの推進	1 地域における健康づくりの支援 2 地域の介護予防の推進
2 生きがいづくり	1 生きがいづくりの支援

基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

施 策	取 組
1 災害時・緊急時の支援の充実	1 災害時・緊急時に備えた支援体制の構築
2 安全・安心な生活環境の整備	1 地域ぐるみで防犯活動 2 交通の利便性の確保 3 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

基本目標5 計画実現のための包括的な支援体制づくり

施 策	取 組
1 地域福祉施設の確保・活用	1 地域福祉施設の確保・活用
2 地域福祉関係団体の育成・支援	1 地域福祉関係団体の育成・支援

第6章 施策の展開

基本目標1 つながり支え合う、担い手づくり

施策1 地域福祉に関する意識の向上

現 状 と 課 題

- 市民が地域福祉に主体的に参加するためには、地域福祉に関する意識を高める必要があります。「阿蘇市地域福祉計画改定に係る市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）では、近所との今後の付き合いについては、「日頃から行き来があるくらいに親しくしたい」が15.7%、「いざというときに助け合えるくらいに親しくしたい」が44.2%で、住民同士のつきあいや住民が互いに助け合う関係について意識している人は、全体としては60%程度の状況にあります。また、住んでいる地域には、誰かが困っているとき、お互いに助け合う「人と人とのつながり」があると思う割合は、「全体的にある」と「一部にある」を合わせて51.9%となっており、前回調査結果の56.1%より減少しています。
- 本市では、住民の福祉意識醸成に向け、全日本ろうあ連盟記念上映会や「認知症サポーター養成講座」などを実施し、様々な生活・福祉課題を学ぶ機会を提供しています。また、「認知症サポーター養成講座」は、小学生、中学生、高校生等を対象に実施しており、次代を担うこどもたちの思いやりと福祉の心を育む教育を推進しています。
- 今後、様々な生活・福祉課題を抱えている人や家庭が地域から孤立することのないよう、地域住民のつながりや支え合いがより重要となります。そのためには、住民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、支え合いや助け合いの意識を一層育んでいくことが必要です。
- また、一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯、子育て世帯、引きこもりの傾向にある人等が、地域で孤立しないように、地域で交流・ふれあいできるように、日常的な交流・ふれあいの機会や居場所づくりが求められます。
- さらに、地域の状況を把握し、地域住民等による地域の見守り、声かけ、助け合いを推進する支え合いの取組が必要です。
- このため、市社会福祉協議会が「阿蘇市やまびこネットワーク」と呼ばれる小地域ネットワーク活動を推進しており、今回の市民意識調査、福祉事業者ヒアリング等からは、高齢者世帯の生活支援（一人暮らし高齢者等の安否確認・買い物支援等）、孤立世帯（ひとり親家庭・引きこもり等）への対応と、活動が十分でない地区の活動の促進が求められています。

取組

1 地域・家庭・学校・職場における福祉教育の推進

住民同士の支え合いや助け合いをより深め、一人ひとりの参画と協働による地域福祉の実現のため、地域・家庭・学校・職場における福祉教育を推進します。

また、福祉意識の高揚を図るため、あらゆる機会を通じて普及・啓発に取り組みます。

役割分担

地域住民等	○ 隣近所とのあいさつや声かけ等を行います。 ○ 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。 ○ 地域の祭りや行事などに積極的に参加して、地域への愛着を高めます。 ○ 誰もが参加しやすい地域の行事にします。
福祉事業者等	○ 地域の行事に参加し、福祉情報の提供やサービス利用当事者の現状の発信を行い、福祉意識の啓発を行います。 ○ 福祉施設の入所者や利用者が地域の行事に参加できるように配慮し、参加の支援を行います。
市社会福祉協議会	○ 広報活動や「阿蘇市やまびこネットワーク活動」（小地域ネットワーク活動）の支援を通じて、市民の福祉意識を啓発します。
市（行政）	○ 市広報誌や市ホームページなどを通じて地域福祉に関する広報・啓発を行います。 ○ 福祉に関する講演会やイベント等を開催し、市民の要望に応じて福祉に関する講座等の学習機会の提供に努め、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性等についての意識啓発を図ります。 ○ 福祉の心を育てるため、市内の小・中学校において、福祉教育の充実を図ります。

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和12年度)
住んでいる行政区には、誰かが困っているときに、お互いを助け合う人と人とのつながりが、「全体的にある」または「一部にある」と思う市民の割合	51.9%	⇒	60%
住んでいる行政区には、福祉活動に「積極的に参加している」または「必要に応じ、参加している」と思う市民の割合	36.5%	⇒	50%

取組

2 地域における交流、ふれあいの促進、居場所の確保

市民誰もが気軽に集うことのできる機会や場所を確保し、様々な生活・福祉課題を抱える市民や家族が気軽に参加できる交流・ふれあいの促進を図ります。

また、認知症や子育てへの不安、虐待問題などへの理解を深める学びの場や機会の充実を図ります。さらに、本人や世帯の状態に寄り添って社会とのつながりを確保するために、地域における交流の場や居場所を確保します。

役割分担

地域住民等	○ 市民の日常生活の語らいの場、楽しみの場に参加します。 ○ 地域の行事やイベントなどに積極的に参加して、世代間交流の機会の創出・情報共有を図ります。 ○ 地区の公民館や集会施設等を地域の交流の場として活用します。 ○ 子ども食堂の運営を支援し、市民協働により多世代、多様な市民の参加を図ります。
福祉事業者等	○ 保育所、幼稚園、学校と連携して高齢者や障がい者等とのふれあい体験学習を実施します。 ○ 高齢者・障がい者等の福祉サービス利用者と地域住民が交流できる行事を企画・開催します。
市社会福祉協議会	○ 地区福祉座談会、ふれあいサロン等の活動を実施します。 ○ 「阿蘇市やまびこネットワーク活動」（小地域ネットワーク活動）を展開し、地域における交流・ふれあいを促進します。 ○ ボランティア協力校の活動を通じて世代間交流を進めます。
市（行政）	○ 地域で多世代のふれあい活動や各種交流事業の拡充を図ります。 ○ 市民の交流の現状やイベント情報等を市広報誌やホームページ等を通じて広報し、交流を促進します。 ○ 阿蘇市、阿蘇中央高校、熊本保健科学大学による「阿蘇プロジェクト」に取り組み、高齢者等との交流を促進します。 ○ 公共施設の空きスペースについて、交流スペースとして活用します。 ○ 公共施設以外のスペースで、交流・ふれあいの場を確保します。

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和12年度)
地域で多世代が集まる行事が「年3回以上ある」とする市民の割合	9.9%	⇒	20%
地域で一人暮らし高齢者等が集まる機会が「よくある」とする市民の割合	14.5%	⇒	25%

取組

3 地域課題の共有、課題への対応

地域住民相互の助け合いや交流の輪を広げながら、地域の福祉課題の解決を図る小地域ネットワークとして、「阿蘇市やまびこネットワーク」の活動の推進を図ります。

これまでの取組や市民意識調査等により、高齢者世帯の生活支援（一人暮らし高齢者等の安否確認・買い物支援等）、孤立世帯（ひとり親家庭・引きこもり等）への対応を課題として取組を進めます。専門的な対応が必要とされる場合があるため、関係機関と連携して進める方法など、対応のガイドラインを作成し、地域の状況に応じて対応を図ります。

役割分担

地域住民等	○ 地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認など交流を活発にします。 ○ 民生委員・児童委員や福祉協力員などの役割を理解し、その活動を積極的に活用するとともに、個人情報の保護に配慮しながら、地域の支え合いに必要な情報交換に努めます。
福祉事業者等	○ 福祉サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な関係機関へつなぎます。
市社会福祉協議会	○ 地区における要援護者情報を把握し、ネットワーク連絡会に当該地区の情報提供を行い、地区の日常的な安否確認や見守り活動を支援します。 ○ 課題への対応ガイドラインを作成し、各地区に設置されるネットワーク連絡会等に配付し、地区の状況に応じた支援を推進します。
市（行政）	○ 市社会福祉協議会が推進する「阿蘇市やまびこネットワーク活動」（小地域ネットワーク活動）の構築を支援するとともに、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、地域福祉の推進に不可欠な各種情報の収集・提供に努めます。 ○ 福祉サービスの提供エリアや災害時の対応などを想定して、小地域にとどまらない課題に対応できるように、中学校区の中地域ネットワーク、全市のネットワークによる連携体制の強化を図ります。

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和12年度)
福祉協力員の配置数	1,481人	⇒	現状維持
行政区の福祉活動に対する満足度（「満足している」と「おおむね満足している」の割合の計）	31.4%	⇒	40%

施策2 地域福祉を担う地域の人材育成、活動の活性化

現 状 と 課 題

- 本市では、市社会福祉協議会にボランティアセンターを置き、市民のボランティア活動への参加促進と支援を行ってきました。同センターにおけるボランティアの活動者数は令和6年度現在約30名であり、今後も活動者数の増加に努めていきます。
- 市民意識調査では、市民のボランティア活動の参加経験者は、44.7%となっており、前回のアンケート調査の49.5%からわずかに減少しています。また、今後、ボランティア活動への参加意向のある人は30.0%となっており、前回調査の34.2%から減少しています。ボランティア活動を始めるにあたり必要とされている「気軽にボランティア活動体験ができること」(59.7%)、「自分に合った時間や活動内容であること」(56.5%)を踏まえ、気軽に参加できる方法で実際の参加に結び付けることが必要です。
- 行ってみたいボランティア活動は、「こどもの遊び相手」(3位で14.3%)、「高齢者・障がいのある人の話し相手」(4位で13.3%)となっており、福祉活動につなげる必要があります。
- 今後、ボランティア活動や住民主体の活動による助け合いがより一層期待される中、本市で培われてきた活動継続を支援していくことが必要です。また、住民のボランティア活動や地域活動への参加意識は、アンケート調査からも潜在的に高いことがうかがえるため、活動の意義や重要性、活動内容の周知を徹底し、住民の参加意欲が実のあるものへと結びつけられるような環境づくりが必要です。また、各種制度の狭間で必要な支援を受けられない人や家庭もあり、今後は地域や活動団体、事業者がそれぞれの活動分野や職域を超え、連携・協働の体制の構築が求められます。
- 福祉を必要とする市民や家族においては、8050問題、高齢者の介護、ひきこもり問題、ヤングケアラーと障がいのある家族の存在、ひとり親家庭への教育・保育サービスの提供など、福祉の課題は、複合化・複雑化する状況にあります。これに対応するために、地域福祉に関係する民生委員・児童委員協議会等の市民団体や市社会福祉協議会、福祉事業者等が、地域の福祉課題を把握し、情報共有等を行い、連携して対応できる体制が必要とされています。

取組

1 ボランティア活動の活性化

ボランティア活動に興味や関心がある人が容易に参加できる仕組みを構築するなど、地域福祉活動の継続・活性化を進めるため、活動の担い手となる人材の確保・育成を推進します。

役割分担

地域住民等	○ 地域社会の一員として、できるところから、できる範囲でボランティア活動に参加し、地域福祉を担う人たちとつながりを持ちます。
福祉事業者等	○ ボランティアの受け入れを積極的に行い、事業所だけでなく、地域におけるボランティア活動にもつなげ、地域福祉を担う人たちや団体との連携を図ります。
市社会福祉協議会	○ ボランティアセンターで様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を支援します。 ○ ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくります。
市（行政）	○ 体験活動などを通じてボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行います。 ○ 学校における総合型学習や体験活動でボランティアの体験学習を継続実施し、児童・生徒の理解を深めます。 ○ ボランティアや NPO 法人が積極的に活動できる環境整備を進めるとともに、活動支援の充実を図ります。 ○ 市民が主体的に福祉のまちづくりに参画できるように、各種事業を自主的に展開できるリーダーの発掘と育成に努めます。 ○ 自殺や生活困窮を未然に防ぎ、「生きやすい社会」をつくるために、身近な人の自殺の危険を示すサインや生活状態の異変に気付く人材の養成に取り組みます。

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
ボランティアセンター活動者数（個人登録）	30人	50人

取組

2 担い手の交流と連携の強化

民生委員・児童委員協議会や地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等で、関係者が福祉制度の改正等の情報や、地域の福祉課題の情報共有・交換に努めます。

また、市社会福祉協議会、ボランティア団体や高齢者福祉・介護、障がい者福祉、児童福祉などの事業所が連携し、対応できる体制の構築を図ります。

役割分担

地域住民等	○ 日頃から福祉・保健制度の改正や福祉情報に関心を持ち、積極的に入手します。 ○ 家族や近所の人とともに、地域の交流の場や出前講座等に参加し、情報を入手できる機会を増やします。
福祉事業者等	○ 民生委員・児童委員は、家庭訪問時に必要な福祉情報を提供します。 ○ 福祉事業者は、市社会福祉協議会や関係機関、団体と情報共有・連携し、地域の福祉課題の解決に取り組みます。
市社会福祉協議会	○ 市社会福祉協議会は、民生委員・児童委員協議会や地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会、各種計画策定委員会の会議に参画し、活動に必要な情報を共有します。 ○ 市社会福祉協議会が中心となって、地域住民、ボランティア団体や高齢者福祉・介護、障がい者福祉、児童福祉などの事業所と連携し、地域における福祉課題の解決に向けて取り組みます。
市（行政）	○ 行政区と市政をつなぐパイプ役として、市職員を行政区担当職員として配置し、地域の情報や課題を共有して、課題解決に向けた必要な対応を行います。 ○ 市社会福祉協議会、ボランティア団体や高齢者福祉・介護、障がい者福祉、児童福祉などの事業所の連携を図ります。

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
行政区で福祉問題についての研修会、学習会、懇談会等が年に1・2回以上行われている割合	14.3%	30%

施策3 福祉専門職の確保・育成

現状と課題

- 福祉事業者ヒアリングにおいて、障がい福祉事業者からは、有資格者が離職した場合、その代わりになる人材の確保が困難という意見が出されています。また、高齢者福祉事業者からは、職員の高齢化に伴い退職等による人材不足のおそれがあると意見が出されています。児童福祉事業者からは、保育士の確保に困難があり、これが待機児童の受け入れを困難にしているとの意見が出されています。
- 本市では、福祉事業者に対し、主任相談委員研修や、各種 WEB 研修の周知、受講勧奨を行い、人材育成に努めています。また、県社会福祉協議会の「オープンジョブ ASO！福祉のシゴト」事業の後援を行うなど、福祉現場への理解促進、次世代の福祉人材の育成を図っています。
- 本市では、阿蘇中央高校・熊本保健科学大学と包括連携協定を結び、阿蘇プロジェクトとして65歳以上の高齢者と高校生・大学生の交流の機会をつくるなど、福祉への関心を高めています。
- 福祉事業者からは、児童・生徒に保育士や介護などの福祉の仕事を紹介し、将来の仕事のひとつとしてイメージを高めることが考えられるとの意見が出されています。
- また、人材確保のための賃金アップ等の動機付けや専門家からの人材育成や指導についてのアドバイスの必要性等が指摘されています。

取組

1 福祉専門職の確保・育成・定着

福祉事業者の新たな人材確保に向け、福祉・介護等の仕事に対する理解促進や魅力発信に関する取組を進めます。

事業者が相互につながりを強化し、市の支援のもとハローワーク等の協力を得ながら、福祉・介護に関する人材確保・育成・定着に向けた事業を実施します。

役割分担

地域住民等	○ 福祉・介護の仕事に携わった経験のある市民は、福祉事業者への求職などを検討します。
福祉事業者等	○ 福祉事業者が協働で、福祉・介護に関する仕事の紹介等の取組を実施します。 ○ ハローワークや関係団体等と協働して人材確保の取組を推進します。 ○ 福祉・介護の経験者からの求職に関して、職種や労働時間などの就職の制限となる事項を見直し、雇用につなげます。 ○ 事業所への人材の育成に向けて、技術研修等を協働して実施します。
市社会福祉協議会	○ 市社会福祉協議会が中心となって、福祉事業者と協働で、福祉・介護に関する仕事の紹介等を実施します。 ○ ハローワークや、関係団体等と協働して人材確保の取組を推進します。 ○ ボランティア団体の中で、福祉・介護の仕事の経験者や興味のある人材を募集し、事業所の募集とのマッチングを図ります。 ○ 事業所への人材の育成に向けて、事業所と協働して研修等を実施します。
市（行政）	○ 小学生・中学生への福祉教育やキャリア教育の中で福祉への理解促進を図ります。 ○ 中学生へのキャリア教育の中で大学生等による福祉に関するワークショップなどを実施し、福祉の魅力を伝達します。 ○ 市社会福祉協議会、福祉事業者と協働で福祉の仕事を紹介するイベント等を開催します。 ○ 事業所における人材の育成に向けた研修の専門職の講師の派遣等を行います。 ○ 福祉事業者の人材の定着に向けて、就労に関する相談支援等を行います。

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
「阿蘇プロジェクト（阿蘇市・阿蘇中央高校・熊本保健科学大学による包括連携協定）」による福祉人材の育成	実施中	➡	継続
「阿蘇中央高校スマート産業（福祉）協定」による福祉人材の育成	実施中	➡	継続



基本目標 2 困りごとを共有し、解決できるまちづくり

施策 1 総合的・包括的な相談支援体制の充実

現 状 と 課 題

- これまで、本市では、高齢者、障がい者、児童に関する福祉分野や生活困窮に対する施策の充実を図ってきました。一方で、少子高齢化、単身世帯の増加、地域住民のつながりの希薄化などが進んでおり、福祉課題が一層、複雑化、多様化、深刻化し、複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱えた個人や世帯に対しては、既存のしくみだけでは解決できない問題が生じていると指摘されています。（福祉事業者ヒアリング等では、8050 問題、ダブルケア等）
- 市民意識調査では、日常生活で困った時の相談相手として、市役所が 38.6%に対して家族・親類が 63.3%、友人・知人が 47.1%となっています。また、福祉のまちづくりを進めるために、重要なことの第2位に「相談支援体制の整備」があげられています。
- 本市では、高齢者からの相談は地域包括支援センターが対応し、児童・家庭に関する相談は、こども家庭センターが対応しています。また、障がい者からの相談は、基幹相談支援センターで対応すべく設置の検討が進められていますが、複合化する相談内容に対応するため、ワンストップで相談に対応できる総合案内窓口の設置や専門的な相談に対応する職員の配置、関係機関や事業者等との連携・協議による課題解決が求められています。
- 市社会福祉協議会においても、心配ごと相談や権利擁護に関する事業など各種相談事業を実施しています。また、地域における相談については、阿蘇市やまびこネットワーク（小地域ネットワーク活動）が対応し、関係機関につなげる役割を有しています。
- 地域の身近な相談窓口として、民生委員・児童委員は、福祉に関する各種制度や利用方法、日常生活に関わる相談を受けるとともに、必要な援助・支援を行っています。また、隣保館も地域社会において「福祉と人権のまちづくり」をキーワードに、広いエリアのコミュニティーセンターとして具体的課題の解決に取り組んでいます。
- 市民意識調査では、行政区で優先的に解決しなければならない課題は、「高齢者世帯の生活支援」「孤独死の防止」など様々な課題があげられています。このため、個々の支援だけでなく、個人を含む世帯全体への包括的な支援が必要となっています。包括的な相談に対応するためには、関係機関や団体との連携や情報共有、豊富な知識や各種制度に精通した職員配置などの相談支援体制の強化が必要です。また、悩みや困りごとを自覚していない人や制度の狭間にいる人などは、相談や支援につながりにくいことから、市の保健師などの専門職と民生委員・児童委員などの各種相談員が連携・協働し、アウトリーチ型（訪問型）の相談支援に取り組むことが必要になります。

取組

1 総合的・包括的な相談支援体制の整備

住民や世帯が抱える多様な生活・福祉課題に関する相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、市または市社会福祉協議会に総合相談窓口を設置して対応を行うとともに、包括支援センター等の相談機関につなぎ、市社会福祉協議会、福祉事業者、民生委員・児童委員等との連携強化を図ります。

また、支援につながりにくい住民や家庭に対しては、必要に応じて家庭訪問を行うなど、適切な相談支援に取り組みます。

さらに、既存の取組では対応できない狭間のニーズ等に対応するため、総合的な支援機能を確保します。

役割分担

地域住民等	○ 広報誌やホームページ等による情報を通じて、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解を深めます。 ○ 阿蘇市やまびこネットワーク活動（小地域ネットワーク活動）に参加して、地域の一員として、支援を必要としている人の把握や情報の収集に努めます。
福祉事業者等	○ 福祉事業者自ら福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、市（市社会福祉協議会）の総合相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークを構成します。 ○ 地域ケア会議の開催等による地域福祉マネジメントに専門的な立場で参加し、協力します。
市社会福祉協議会	○ 市との連携を強化し、福祉や法律等の専門家などによる総合相談窓口の充実を図ります。
市（行政）	○ 市広報誌への掲載や出前講座の開催等により、福祉制度やサービス提供のしくみ、サービス事業者の情報など、わかりやすい情報提供に努めます。 ○ 専門的かつ複合的なサービスのニーズに対応できるように、相談業務従事者の知識と技術を高め、ワンストップ機能を持った総合相談窓口の設置を行います。 ○ 困難事例や、既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対して、市（市社会福祉協議会）が調整役となり、地域ケア会議や関係者連絡会議等を開催し、関係機関のそれぞれの役割などを確認し、より利用者のニーズに沿った適切なサービスの提供ができるように、ケアマネジメント体制の充実を図ります。 ○ 総合相談窓口の設置について調査検討を行います。

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
総合相談窓口の設置	設置検討	設置



施策2 福祉サービスの充実

現状と課題

- 市では、各種福祉サービスや制度、各種手当の情報などを「広報あそ」や市のホームページ等を活用し、情報提供を行っています。
- 市社会福祉協議会においても、「あそ社協だより」の発行（年4回）やパンフレット、ホームページや SNS を活用し、福祉情報の提供に努めています。
- 市民意識調査では、福祉サービスの情報提供は、「十分入手できている」と「十分でないが、入手できている」が合わせて 43.2%となっています。また、福祉サービスに関する情報の主な入手先は、「広報あそ（市広報誌）」が 61.1%と最も多く、次いで、「お知らせ端末」と「社協だより（社協広報誌）」が 31.4%となっており、広報誌が情報入手の重要な役割を担っています。一方で、「市のホームページ」の利用は、18.8%となっており、利用は少ない状況にあります。
- 今後、より市のホームページが閲覧されるように、内容の改善を行うとともに、特に福祉情報が必要な高齢者や視覚・聴覚障がいのある人などに配慮した情報提供の工夫が求められます。
- また、行政区における出前講座の開催や民生委員・児童委員や地域の福祉関係団体・事業者等との情報共有と連携のもと、アウトリーチ型（訪問型）の情報提供に努めることも必要です。
- 本市では、「高齢者いきいきプラン」「障がい者計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」などの計画に基づき、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各種福祉サービスの充実を図っています。しかし、高齢者や障がいのある人の増加に伴い、地域の実情に応じた多様で柔軟な福祉サービスや事業所の充足には課題があります。
- 複合化・複雑化する課題に対して、公的なサービスだけでは対応できないニーズも増えており、従来の支え手と受け手という画一的な関係を超えた、家族や友人、地域住民、ボランティアなどのインフォーマルな取組や支援を地域に取り入れていくことが重要です。
- 権利擁護については、認知症や知的障がい・精神障がいにより、判断能力が不十分で日常生活に不安のある人の財産管理や日常生活における援助を行う「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の活用が求められます。今後認知症や障がいのある人が増えていくと見込まれる中、事業の周知と普及・啓発が必要となります。また、子どもや障がいのある人、高齢者への虐待については、虐待の予防・早期発見から保護、その後のケアまでの総合的な対応となるため、関係者間の連携強化が求められます。

取組

1 わかりやすい情報提供の充実

福祉・保健制度や市の福祉情報について、市の広報誌やホームページ等を活用し、わかりやすく丁寧な広報活動を行います。また、高齢者、障がいのある人など、情報弱者への配慮を図りながら、必要とする情報が十分に行き届くよう、情報提供体制の充実に努めます。

役割分担

地域住民等	○ 福祉サービスに関する情報を活用し、内容を正しく理解するとともに、家族や隣近所で情報を伝え合います。
福祉事業者等	○ 福祉活動を通し、専門的な福祉サービスの情報や福祉の課題を地域にわかりやすく提供することに努めます。
市社会福祉協議会	○ 阿蘇市やまびこネットワーク活動（小地域ネットワーク活動）を通じて、福祉サービスの情報や福祉の課題を地域にわかりやすく提供することに努めます。 ○ 市社会福祉協議会のホームページについて、高齢者や障がいのある人の利用に配慮します。
市（行政）	○ 市広報誌や市ホームページ、福祉関連施設等を活用し、保健・医療・福祉に関する幅広い情報提供に努めます。 ○ 高齢者や障がい者などに配慮し、誰もが円滑に福祉サービスの情報を入手できるシステムづくりに努めます。

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
自分に必要な「福祉サービス」の情報を「十分入手できている」と「十分ではないが、入手できている」と回答した市民の割合	43.2%	60%
阿蘇市の福祉についての情報を「市のホームページ」からと回答した市民の割合	18.8%	30%

取組

2 福祉サービスの充実

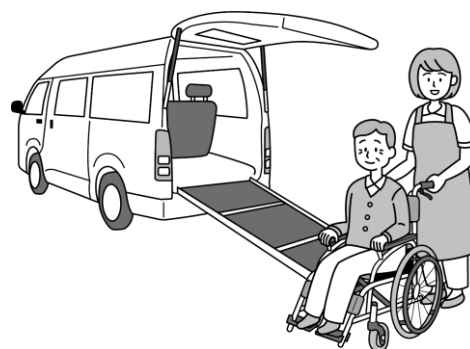
市民が地域の中で、自分に合った適切な福祉サービスを受けることができ、安心して生活できるように、子育て家庭、高齢者、障がい者、生活困窮者等を対象とした福祉サービスの充実を図ります。

役割分担

地域住民等	○ 利用するサービスについて、サービスの質の向上につながるよう、行政や事業所に意見や要望を積極的に伝えます。 ○ 支援や福祉サービスを必要とする人が身近にいないか気をかけ、早期発見・早期支援につなげます。
福祉事業者等	○ 住民の福祉ニーズに的確に対応できるよう質の高いサービスの提供に努めます。 ○ 福祉サービスや支援を必要とする人が安心して暮らせるように、地域と一体となって支援します。
市社会福祉協議会	○ 生活支援体制整備事業を活用し、多様な主体による支援体制の構築に向け、活動の担い手の確保と新たな人材の発掘、事業者間の連携・調整に努めます。 ○ 阿蘇市やまびこネットワーク活動（小地域ネットワーク活動）を展開させて、各地区における見守り活動を支援します。
市（行政）	○ 多様な子育て層のニーズに対応した教育・保育サービスの確保、地域子育て支援事業等のサービスの充実に努めます。 ○ 教育・保育サービス等における障がい児の受け入れ態勢の整備を図ります。 ○ 高齢者が住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送ることができるために、介護サービス、高齢者福祉サービスの充実に取り組みます。 ○ 特に援助が必要な高齢者に対し、日常生活の支援を図るための事業を行うとともに、ニーズの多様化により、支援内容が複雑化しているケースについては、関係機関との連携を図りながら解決に向けた支援を行います。 ○ 障がい者への障害福祉サービス、障害児給付を適切に円滑に提供できるように努めます。 ○ 生活に困窮する人からの相談を自立相談支援機関で行い、その抱えている課題を適切に評価・分析し、自立相談支援、家計相談支援、こどもの学習支援、住居確保給付金等の各種事業を実施します。 ○ 関係機関と連携して、子ども食堂、フードバンク事業などの各種事業を支援します。

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和5年度)		目標値 (令和12年度)
市高齢者人口に占める介護保険の要支援・要介護認定率	22.2%	➡	22.0%
障害福祉サービスの利用率(障害福祉サービスを利用している人数／障害者手帳所持者数)	14.4%	➡	18.0%



基本目標 3 健康で生きがいの持てるまちづくり

施策 1 地域ぐるみで健康づくりの推進

現 状 と 課 題

- 健康は、すべての人にとっての願いであり、市民一人ひとりの健康は、地域福祉を支える基盤と言えます。生活水準の向上や医療技術の進歩等により、わが国の平均寿命は世界でも高い水準で向上しています。しかし一方で、悪性新生物（がん）や循環器疾患等の生活習慣病を抱える人が増加しています。今後は平均寿命が延びたことにより、さらに健康で自立した生活を送ることができる健康寿命の延伸が求められています。
- 国は令和6年度から「健康日本21（第3次）」により、健康増進の総合的な推進を図っています。本市では、令和5年度に「阿蘇市健康増進計画及び食育推進計画（第三次）」を策定し、市民と行政（市）、医師会等の関係機関・団体が協働して健康づくりに向けた取組を進めています。今後も市民が主体となって地域で健康づくりを進めることが必要とされます。
- 本市では、高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活を送るために、市民が主体となって、行政区において介護予防教室やふれあいサロン活動を行っています。今後も地域ぐるみの健康づくり・介護予防をより活発にしていくことが必要です。
- 一方で、地域における社会参加は、こころの健康づくりに欠かすことができないため、高齢者の積極的な社会参加の促進が必要です。

取組

1 地域における健康づくりの支援

住民一人ひとりに加えて関係機関や事業者も含めて、健康づくりの意識を高めて、地域づくりを実践し、健康寿命の延伸を図ります。

役割分担

地域住民等	○ 住民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、日頃から自分や家族の健康に関心を持ち、定期的な健診（検診）の受診や適切な食事と適度な運動に努めます。 ○ 隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキング等を行うなど、ふれあいの一環として健康づくりを習慣化します。
福祉事業者等	○ 健康の増進・維持・回復、リハビリテーションなど、専門的な情報の発信を行います。 ○ サービス利用者の健康増進はもとより、地域とともに健康づくりの輪を広げます。
市社会福祉協議会	○ 介護予防の観点から、各種の研修やスポーツ・文化事業を実施し、生きがいの創造と健康づくりを推進します。
市（行政）	○ 阿蘇市健康増進計画及び食育推進計画（第三次）を推進します。 ○ 健診などを通じた市民の健康情報管理、経年的な情報提供などにより、市民の継続的な健康づくりを支援します。 ○ 食生活改善推進員等、健康づくりを支援するボランティアの養成を行い、地域における活動を広げます。 ○ 健診等を通じて、自殺の予兆が見られる市民の把握に努めるとともに、地域福祉関係団体と連携を密にして早期発見に努めます。また、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくりなど自殺対策の視点による取組を推進します。 ○ 一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等では、地域医療機関との関りが必要であるため、関係部署や関係機関との情報共有や連携を密にします。

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和4年度)		目標値 (令和12年度)
日常生活において定期的に運動を行っている人の割合 (女性 20 歳から 64 歳)	10.4%	➡	22%
日常生活において定期的に運動を行っている人の割合 (男性 20 歳から 64 歳)	22.0%	➡	27%

取組

2 地域の介護予防の推進

介護予防に関する知識の普及と介護予防意識の啓発に努めるとともに、民生委員・児童委員や老人クラブ、区長、関係事業者等が連携・協働し、行政区単位における介護予防の実践を促進することにより、地域の福祉力の充実を図ります。

役割分担

地域住民等	○ 住民一人ひとりが、日常生活の中で健康を確認するとともに、地域において見守り合います。 ○ 地域で開催される介護予防教室（いきいき教室）等に積極的に参加します。
福祉事業者等	○ 自立に向けたセルフケアを支援していきます。 ○ 介護予防に関する知識の伝達により、住民の意識の啓発に努めます。
市社会福祉協議会	○ 介護予防の各種の研修やスポーツ・文化事業を実施し、生きがいの創造と健康づくりを推進します。 ○ ふれあいサロンを各地区の生きがいと健康づくりの拠点として捉え、サロン活動の支援に取り組みます。
市（行政）	○ 介護予防に資する基本的な知識の普及・啓発に努めます。 ○ 地域介護予防教室（いきいき教室）を行政区単位で実施します。 ○ 介護予防に関する講演会や研修会等を開催し、住民の意識の啓発に努めます。 ○ 介護保険制度に基づく要支援・要介護認定者が利用できる「介護給付」「介護予防給付」と、高齢者が地域において自立した生活を継続できることを目指した「地域支援事業」の提供を行います。

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和12年度)
ふれあいサロンの設置割合	68.1%	⇒	75%
いきいき教室の参加者数（延人数）	675人	⇒	700人
いきがい教室の参加者数（延人数）	1,746人	⇒	1,800人

施策2 生きがいつくり

現 状 と 課 題

- 長寿化により、人によっては、自分らしくいきいきと暮らすための生きがいつくりが求められる場合があります。
- 心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」を含む環境を、地域社会の中でいかに整えていくかが地域福祉を推進する上での必要条件となってきました。
- 少子高齢社会を支える人材が不足する中、ボランティア活動などに生きがいを見出す人々の増加が期待されています。また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で働き、社会参加を通じて、生きがいを持って生活できる社会が求められています。
- 生きがいつくりは、保健・医療・福祉の条件づくりであることから、市民の「生きがい」活動を促進するため、市（行政）各部門間の連携はもちろんのこと、市民や福祉事業者等とも連携・協働して取り組む必要があります。

取 組

1 生きがいつくりの支援

市民が自らの知識や経験、能力、技術を活かし、生涯学習やスポーツ、レクリエーション、ボランティア、就労等、生きがいを感じることでできる機会を増やすとともに、生きがいつくりの視点から、地域福祉活動をはじめとする地域を担い、支える人材の確保を図ります。

役 割 分 担

地域住民等	○ 自らの意思や意欲に基づき、生涯学習や就労など、生きがいを感じることでできる場を地域で探し、実践することにより、自分らしく、よりいきいきと暮らします。 ○ 自らの技術や経験を伝え広めることで、生きがいを追求します。
福祉事業者等	○ サービスの提供機会などを通じ、利用者の生きがいやニーズの把握に努め、地域の様々な活動につながる情報を提供します。
市社会福祉協議会	○ ボランティアセンターで様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。（再掲） ○ ボランティア活動に関する相談支援体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくります。（再掲）

市（行政）	○ 生きがいづくりの観点から、市民自らの意思に基づく公益活動を支援し、地域福祉活動の推進役を養成します。 ○ ボランティア活動に参加する機会を充実させるとともに、市民が生きがいを持って活動できる市民活動を促進します。 ○ 子育て中の家庭で仕事と家庭生活・地域活動を両立できるよう、事業所の理解と協力を求めていくとともに、就業希望者に対しては、雇用情報の提供を行うなど、多様な就業形態の啓発支援に努めます。 ○ 障がいの状況に対応した雇用・就労の場の確保に努めるとともに、就業に関する機関や団体のネットワークを構築します。 ○ 障がい者の文化・スポーツ活動の振興を図り、地域社会への参加を促進します。 ○ シルバー人材センターやハローワークとの連携を強化し、高齢者向け求人情報など情報提供の拡充に努めるとともに、就労機会の拡充を促進します。 ○ 各種学習・趣味活動に関する情報提供を拡充するとともに、高齢者の健康づくりや生きがい対策の一環として、老人クラブ活動や趣味の教室、スポーツ大会などの各種活動への参加向上を図ります。
-------	---

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
【再掲】 ボランティアセンター活動者数（個人登録）	30 人	50 人

基本目標 4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

施策 1 災害時・緊急時の支援の充実

現 状 と 課 題

- 近年、地震や台風などの大規模自然災害が日本各地で発生しています。本市は、平成 24 年 7 月の九州北部豪雨災害や平成 28 年 4 月の熊本地震等により、深刻な状況に陥った経験を有しており、現在も不断の防災の備えが必要とされています。特に、災害時要配慮者と言われる高齢者、障がい者、妊産婦等の市民は、災害に対して特別な備えを必要としています。
- 本市では、「阿蘇市地域防災計画」及び「阿蘇市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、避難の際に支援を必要とする人達の把握と、その避難支援のための個別避難計画の策定及び見直しを進めてきました。
- 個別避難計画の策定にあたっては、それぞれの要援護者ごとに、その避難を支援する人を定めることになります。
- 避難行動要支援者名簿や個別避難計画について、今後見直しや再点検を行うことで、より実効性を高めていきます。個別計画がない状態の人でも日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができるしくみを備えておくことが必定了。
- 市民意識調査では、災害時に住民同士が協力し合えるために必要なこととして、「地域での自主防災組織づくり」が 38.4%と最も高く、次いで「避難行動要支援者の支援計画を地域のみんなで考える」が 35.0%となっており、個別計画の作成が重要視されています。

取組

1 災害時・緊急時に備えた支援体制の構築

「阿蘇市地域防災計画」や「阿蘇市災害時避難行動要支援者支援計画」に基づき、相互に助け合える地域防災ネットワークの形成を推進し、地域の防災力の向上に努めます。

役割分担

地域住民等	○ 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。 ○ 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路などの確認を行うとともに、災害時避難行動要支援者に配慮した防災体制の点検を行います。 ○ 日頃から高齢者や障がい者等の存在を認識し、災害時には、家族や隣近所での情報伝達、救助などが円滑に行えるようにするとともに、災害時避難行動要支援者支援計画の個別計画の策定に積極的に協力します。 ○ 自主避難所（地区公民館等）の機能充実に努めます。
福祉事業者等	○ 防災意識の啓発に努め、災害時の安全確保が十分に行われるよう、家族・介護者等と情報を共有し、連携するように努めます。 ○ 事業所のハード・ソフト面を活かし、高齢者や障がい者に配慮した福祉避難所として、その機能が果たせる体制づくりに努めます。 ○ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設において、洪水時の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の所有者又は管理者は避難確保計画の作成に努めます。
市社会福祉協議会	○ 社会福祉協議会は、社協災害対策事業に基づき、災害ボランティアセンターの運営に伴う資機材を調達し、災害発生時の開設に備えます。 ○ 関係機関と連携を図りながら、災害ボランティアセンターの機能の充実に努めます。 ○ 阿蘇市やまびこネットワーク活動（小地域ネットワーク活動）の進展を図り、近隣住民による災害時避難行動要支援者への支援にも取り組みます。
市（行政）	○ 災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、市民に正確な情報を確実に提供する態勢を整備します。 ○ 災害時避難行動要支援者支援計画に関する制度を周知するため、市広報誌への掲載や説明会の開催などを行い、個別計画の作成を促進します。 ○ 防災訓練時に災害時避難行動要支援者の参加を得ることで、実践的、効果的な防災対策を講じます。

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和12年度)
緊急通報装置設置件数	82 件	➡	120 件
災害時に避難が必要な近所の人に、手助けをすることができるかと回答した市民の割合	47.8%	➡	60%



施策2 安全・安心な生活環境の整備

現 状 と 課 題

- 本市では、住民の安全意識の高揚や安全なまちづくりの実現に取り組んでいますが、全国的に犯罪が凶悪化し、振り込め詐欺や悪質な訪問販売など、犯罪は多様化・巧妙化しています。また、最近ではこどもを狙った事件・事故のニュースも多発しています。
- 凶悪化、多様化、巧妙化する犯罪に対応するためには、警察による防犯対策とともに、地域での日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じて、地域の連帯による防犯力を高めておくことが重要です。
- 防犯力を高め、犯罪被害を防ぐためには再犯防止が重要です。犯罪被害者の心情に心を寄せながら、罪を犯した人の社会復帰を支えるために、特別視することなく社会の構成員として受け入れ、立ち直りを支える地域づくりが必要です。
- 本市においては、公共交通の充実を図るため、路線バスの運賃の上限設定、乗合タクシーの路線増設、運航日数及び便数の増加を行っていますが、スーパーの立地が限られていることから買い物不便さなどの意見が出されています。また、幹線道路から地区内道路へ市外からの自動車が侵入していることが指摘されています。
- 高齢に伴い運転免許証の自主返納が推奨されるなかで、高齢者や障がいのある人などの交通弱者が活動の場を拡げ、自由な社会参加を活発化するためには、利用しやすい公共交通の確保が重要です。さらに、高齢者や障がいのある人が外出する際の手助けや買い物支援など、住民の外出・移動への支援も必要です。
- 高齢者、障がいのある人、妊婦などが安心して外出できるためには、歩道の段差解消や誘導ブロックの設置等の整備などによる道路等の公共空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザインが必要です。
- 公共施設についても、建物の廊下、出入口の幅、床の段差の解消及び様式トイレの設置など、高齢者や障がい者等が利用しやすいようにバリアフリー化が求められています。

取組

1 地域ぐるみで防犯活動

高齢者や障がいのある人、子どもを狙った犯罪を未然に防止するため、地域の安全は地域で守るという意識を高め、近隣住民による声かけや見守りを強化し、犯罪情報の共有によって地域の防犯力を高めます。また、刑を終えた人たちの立ち直りを支え、家庭、地域住民、学校、関係機関等との連携を強化し、防犯・交通安全対策の充実を図ります。

役割分担

地域住民等	○ 日頃から、家族や近所の人、子どもたちとのあいさつや声かけを積極的に行います。 ○ 地域での見守り活動や防犯パトロールを積極的に行います。 ○ 電話や訪問等は、相手を確認し、不審に思った時は、家族や公的機関等に相談するように心がけます。 ○ 犯罪の特徴や発生箇所、さらには、不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署や防犯協会各支部など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。
福祉事業者等	○ 福祉サービス利用者などを犯罪から守るため、遭遇しやすい犯罪情報を周知します。 ○ 地域の一員として、地域の防犯活動に積極的に参加します。
市社会福祉協議会	○ 阿蘇市やまびこネットワーク活動（小地域ネットワーク活動）を進展させ、各地区において悪徳商法等による消費生活問題、強盗などの被害を未然に防ぐなど、防犯活動への取組を支援します。 ○ ふれあいサロン活動や老人クラブ活動、障がい者の集まりにおいて、防犯に対する講演の実施や、「社協だより」を活用して、注意喚起に努めます。
市（行政）	○ 「広報あそ」や市のホームページを活用し、犯罪や非行防止、更生のための広報、啓発活動を推進します。 ○ 交通事故等への注意喚起を図り、住民の安全意識の向上を図ります。 ○ 不審者情報や犯罪等について、市のホームページや防犯メール配信などにより、速やかに情報提供を行います。 ○ 街灯、道路照明の設置を進めます。 ○ 犯罪の発生箇所や内容など、具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯の注意喚起を図ります。 ○ 「あんしんネットワーク事業」により、認知症高齢者の見守り体制を構築します。 ○ 高齢運転者の運転免許証の自主返納を呼びかけ、交通事故の発生を防止します。

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
警察署と連携した防犯に関する取組の実施件数（防犯キャンペーンや消費生活啓発講座での講話など）	年 16 回	年 20 回

取 組

2 交通の利便性の確保

高齢者や障がいのある人などの活動が移動手段や生活環境の地域格差によって、制限されることのないよう、公共交通機関の利便性の向上や多様な主体による新たな移動手段の確保、買い物支援について検討します。

役 割 分 担

地域住民等	○ 地域の支え合いの一環として、自力で外出できない人の外出支援の輪を広げます。 ○ 普段、利用する道路・歩道について高齢者や障がいのある人、こども連れの保護者の移動の妨げとなる、違法駐車や駐輪はしません。
福祉事業者等	○ 福祉事業者等は、外出支援や買い物支援への参入を検討します。
市社会福祉協議会	○ 社会福祉協議会は、外出支援や買い物支援など、住民主体による多様な支え合いの仕組みづくりを検討します。
市（行政）	○ 地域による公共交通の現状等を踏まえて、路線バス、乗合タクシー等のあり方を検討し、必要な改善を行います。 ○ 移動支援サービスなど、外出支援のしくみが有効に活用されているか点検するとともに、より有効性の高い支援方策について検討し、施策の充実を図ります。

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
乗合タクシーの利用者数（年間）	2,761 人	3,000 人

取組

3 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

道路、交差点等のバリアフリー化を進めるとともに、公共施設等のバリアフリー化、すべての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを進めます。

役割分担

地域住民等	○ 学校や商店会などと連携して、地域におけるバリアチェックを行い、その改善方策を検討し、実行します。 ○ バリアフリーやユニバーサルデザインの趣旨を理解し、公共施設などの利用に際しては、周囲に配慮して行動します。
福祉事業者等	○ サービス利用者などの居宅内外の暮らしが安全・快適になるように、日頃から危険か所のバリアチェックを行い、その人にあった助言を行います。 ○ 居宅改修などに際し、利用者の現在の状況を把握し、専門的な見地から生活しやすい環境づくりの助言を行います。
市社会福祉協議会	○ 研修会や会議、広報等を通じて、バリアフリー、ユニバーサルデザインの理念を啓発します。
市（行政）	○ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和5年度)		目標値 (令和12年度)
介護保険の住宅改修の件数（年間）	184 件	➡	200 件
市道の歩道整備延長（計画期間内）	28,911m	➡	29,011m

基本目標 5 計画実現のための包括的な支援体制づくり

施策 1 地域福祉施設の確保・活用

現 状 と 課 題

- 地域福祉を推進するで、各種サービスを提供する基盤であるとともに、人々の活動や交流の拠点となる施設は重要な課題であり、高齢者や障がい者、乳幼児を抱えた保護者など誰もが安心して社会参加し、活用できる施設、設備の確保に努める必要があります。
- 第3次計画に基づいて、令和5年度から令和6年度にかけて一の宮高齢者センターの老朽化に伴う改修工事を実施し、玄関ドアを自動ドアにし、段差を解消してバリアフリー化を行うなど市民が安心して利用できるように改善を行っています。
- また、保健福祉施設として、一の宮保健センター・阿蘇保健福祉センター・波野保健福祉センター等の適切な維持管理を図っています。
- 今後、「阿蘇市公共施設等総合管理計画」「阿蘇市公共施設個別施設計画」に基づき、公共施設について、地域福祉活動の拠点や交流の場、市民の交流・ふれあいの居場所となる施設の確保・活用を図るとともに、民間施設の活用も合わせて検討し、市民の活動や交流の場の周知・拡充を進めていくことが求められます。

取 組

1 地域福祉施設の確保・活用

「阿蘇市公共施設等総合管理計画」「阿蘇市公共施設個別施設計画」に基づき、公共施設について地域福祉活動の拠点や交流の場の施設の充実を図るとともに、民間施設も含めて市民の憩い場、交流・ふれあいの居場所としての活用を検討します。

役 割 分 担

地域住民等	○ 地区の公民館や集会施設などを地域の交流の場として活用していきます。（再掲） ○ 地域での交流の場・活動への参画を周囲の人に呼びかけて、周囲の人の第一歩を後押しします。
福祉事業者等	○ 地域住民が興味・関心を持ち、参加したくなる、気軽に楽しく参加できる取組や地域貢献事業を検討し、地域福祉施設を活用した交流の機会づくりなどに努めます。
市社会福祉協議会	○ 阿蘇市やまびこネットワーク活動（小地域ネットワーク活動）を通じて、地域集会施設などの活用を促進します。 ○ 地域福祉施設の活用を促進するため、関係機関と連携し、阿蘇市やまびこネットワーク活動（小地域ネットワーク活動）に必要なノウハウや先進事例の情報提供を行います。

市（行政）	○ 世代間のふれあいや交流の場、地域活動の場、居場所として、地域集会施設や隣保館などのコミュニティ施設の確保に努め、市民が快適かつ安全に利用できるよう、地域の活動の拠点となる、公民館などの適切な維持管理を支援します。 ○ 地域集会施設などの利活用を図るための情報発信を行うとともに、市民の社会活動や交流の場の周知・拡充を図ります。 ○ 福祉関係団体によるコミュニティ施設の利用や、健康増進事業や子育て支援事業の利用者相互の情報交換の場として、地域福祉施設の活用を促進します。
-------	---

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
福祉活動を行う場所が「確保されており、活用もされている」とする市民の割合	25.8%	35%

施策2 地域福祉関係団体の育成・支援

現状と課題

- 多様化する福祉ニーズに対応し、市民参加による地域福祉を推進する上で、市社会福祉協議会や各種福祉団体等は重要な役割を担っており、これらの団体の主体的な活動を支援し、地域で展開している事業の一層の充実を図っていく必要があります。
- 本市では、市社会福祉協議会をはじめ、行政区、老人クラブ、障がい者団体（家族会）、自主福祉活動に取り組む福祉団体など各種団体が地域で活動を展開しています。
- 地域の福祉課題が複合化・複雑化していく中で、各種団体が、支援につながらず埋もれている要援護者等を地域ケア会議、地域自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等の相談支援機関につなげることも重要となっており、今後、困難事例に対して各相談支援機関で構成される重層的支援会議で対応していくことも想定されるため、これらの団体間の連携・ネットワーク化を図り、相互の情報交換や活動情報の発信ができる体制を強化していく必要があります。
- また、NPO法人や自主グループ活動など、その活動形態とともに活動分野も多様化している傾向にあり、今後の地域福祉を推進するためには、一層の充実を図る必要があります。
- 市民による自主的活動を支援し、その活動を促進するため、市社会福祉協議会を中心とする支援体制の充実・強化を図るとともに、福祉のみならず、環境、災害等の幅広い分野において、新たな担い手として期待される NPO 法人などの民間団体や法人のほか、商工業や農林業などあらゆる方面の地域の人たちとの連携協力を今後も進めていく必要があります。

取組

1 地域福祉関係団体の育成・支援

地域福祉を推進する上で、市社会福祉協議会や各種福祉団体等は重要な役割を担っており、今後もこれらの団体間の連携・ネットワーク化を図り、相互の情報交換や活動情報の発信ができる体制づくりを進めます。

役割分担

地域住民等	○ 自治会、老人クラブ、子ども会などの団体について、その目的や活動内容などを理解します。また、自分にあったスタイルへの関りを持ち続けていくためにも、自治会などの組織に加入し、継続的に活動に参加します。
福祉事業者等	○ 地域と行政を専門的な視点で結ぶとともに、地域住民主体の活動の活性化を支援します。
市社会福祉協議会	○ 阿蘇市やまびこネットワーク活動（小地域ネットワーク活動）に関する相談、研修会の開催などの支援を通じて、阿蘇市やまびこネットワーク活動（小地域ネットワーク活動）の活性化を図ります。 ○ 関係機関と連携し、地域におけるボランティア団体やNPO 法人などの多様な活動の活性化に向けた支援に取り組むとともに、民間企業・事業所等による社会貢献活動の促進に取り組みます。 ○ ボランティアリーダー育成等を行う中で、地域福祉関係団体の育成や団体間の連携・ネットワーク化を図ります。
市（行政）	○ 地域福祉を推進する中心的な団体である社会福祉協議会との連携を図り、地域に根差した幅広い福祉施策を推進し、本市にとって必要不可欠なインフォーマルな自主活動を含めた福祉サービスを提供できる団体の育成や体制づくりに努めます。 ○ 自主福祉活動に取り組む老人クラブ、障がい者団体（家族会）などの地域福祉関係団体へ地域福祉推進の必要な情報提供や研修などを行い、団体活動を支援します。 ○ 福祉に関する各種活動団体のネットワーク化を推進し、情報交換の促進、活動の維持・拡大を図ります。

取組の指標と目標

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
阿蘇市ボランティアセンターにおけるボランティアグループ・団体数	13 団体	現状維持

第7章 計画推進のために

1 計画実現のための役割と取組

(1) 市の役割と取組

地域住民や関係機関等との連携推進、地域資源の活用、総合的な視野での地域福祉推進のための取組の計画と実践、計画の達成状況の評価・公表など、地域福祉推進のマネジメント機能を果たします。具体的な取組としては、横断的な対応が可能な情報の収集及び統合を行う仕組みづくり、インターネットや広報誌などを通じた周知、人材育成の促進、市独自の支援体制を構築していくための調査研究等に力を入れるとともに、下記の取組を重点的に推進します。

1) 計画内容の周知徹底

地域住民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取組を実践・継続していけるよう、市広報誌や市ホームページ上で計画内容を公表するとともに、各種行事や日々の行政活動の中で機会あるごとに計画内容の広報・啓発に努め、市民への周知徹底を図ります。

2) 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど、多岐にわたっていることから、庁内関係部署が連携を図りながら、計画を推進します。

また、地域福祉推進の中核的な担い手である市社会福祉協議会との連携をさらに密にするとともに、行政区、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、認定こども園、保育所、子ども会、老人クラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、協働による地域福祉推進に努め、「阿蘇市やまびこネットワーク」（小地域ネットワーク活動）の構築を支援します。

3) 計画の進捗管理

本計画の実施にあたっては、進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策や取組の見直しを行います。

（２）市社会福祉協議会の役割と取組

事業者と市民との連携促進、福祉関係団体の連携と育成、人材の確保と育成、生活困窮者等への援助など、横のつながりを支援する地域福祉推進の中核的な組織としての役割を果たします。

（３）福祉事業者等に期待される役割と取組

医療・介護、障がい者福祉、子育て支援など地域のニーズに応える専門機関として、情報やサービスの提供、地域との積極的な交流、人材育成等に取り組みます。

（４）地域住民に期待される役割と取組

積極的に地域福祉に関わる地域づくりの担い手として、隣近所で助け合う自立した活動や地域の高齢者、障がい者、こども等との交流、支援を必要とする市民の理解促進などに努めます。

資料編

1 阿蘇市地域福祉計画等策定委員会名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	関係機関等	役職名	備 考
立石 昭夫	阿蘇市議会	文教厚生常任委員会委員長	会長
市 原 巧	阿蘇市区長会	会長	副会長
近藤 龍也	阿蘇郡市医師会	阿蘇医療センター 医師	
山部 輝明	阿蘇市民生委員・児童委員協議会連合会	会長	
浜野 龍紀	阿蘇市身体障害者福祉協会	会長	
山部 征三	阿蘇市老人クラブ連合会	会長	
井上 孝彦	阿蘇市商工会	事務局長	
堀 川 淳	阿蘇市ボランティア連絡協議会	会長	
堀田 周一	阿蘇市就学前人権・同和教育部会	会長	
神保 京子	阿蘇市女性団体連絡協議会	会長	
高日 龍治	阿蘇市消防団	団長	
石本 明史	阿蘇市校長会	会長	
古林 達男	阿蘇市 PTA 連合会	会長	
井野 孝文	阿蘇市社会福祉協議会	事務局長	
小田 勝範	社会福祉法人やまなみ会 阿蘇総合支援センター	所長	
大 倉 功	社会福祉法人治誠会 特別養護老人ホームあそん里	作業療法士	
宮 崎 隆	阿蘇市市民部	部長	

2 地域福祉計画等策定委員会経過

期 日	内 容
令和6年8月28日	【第1回阿蘇市地域福祉計画等策定委員会】 ・地域福祉計画の概要について ・今後のスケジュールについて ・市民意識調査（アンケート）について
令和6年9月	計画改定に係る市民意識調査の実施
令和6年9月～10月	福祉関係団体・事業所アンケート調査及びヒアリング調査の実施
令和6年12月12日	【第2回阿蘇市地域福祉計画等策定委員会】 ・市民意識調査及び事業所調査の報告 ・地域福祉計画素案について ・災害時避難行動要支援者支援計画素案について
令和7年1月24日 ～2月12日	パブリックコメントの実施
令和7年3月12日	【第3回阿蘇市地域福祉計画等策定委員会】 ・意見募集の結果報告 ・地域福祉計画等（案）について

第4次 阿蘇市地域福祉計画

令和7年3月

編集発行 阿蘇市 市民部 福祉課

〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1

電話番号 0967-22-3167（直通）

FAX 番号 0967-35-4114

ホームページ <https://www.city.aso.kumamoto.jp/>

電子メール fukushi@city.aso.lg.jp



第4次

阿蘇市
地域福祉計画

